

進路の手引き

3年間保存

令和7年度 発行

岐阜県立関特別支援学校
キャリア生徒支援部

目次



卒業生の進路について	1
I 自分のねがいを実現するために	2
1 小・中学部の児童生徒のキャリア発達課題	2
2 進路設計をしよう	3
3 進路選択にあたって	4
II 子どものねがいを実現するために ～保護者の役割～	6
1 わが子への理解を深める	6
2 日常生活で進路につながる基礎的な力を育てる	6
3 進路開拓に積極的に取り組む	7
4 地域生活を支えるために関係機関と連携する	7
5 進路関係の情報収集に努める	7
6 進路相談	7
III 当校進路支援の取組	8
1 年間行事計画	8
2 当校の進路支援の取組	14
IV 様々な進路	19
1 当校卒業生の進路先	19
2 進学	20
3 就職	22
4 障害福祉サービス事業所を利用した進路について	35
V 障害福祉サービスの利用	36
1 自立支援給付制度および地域生活支援事業で 受けられるサービス	36
2 障害福祉サービス利用の手続き	37
3 岐阜県障がい者福祉の手引き（HP版）	39
4 ふらっと旅ぎふ	39
VI 社会人になるために	40
1 履歴書の書き方	40
2 面接について	42
3 礼状の書き方	45



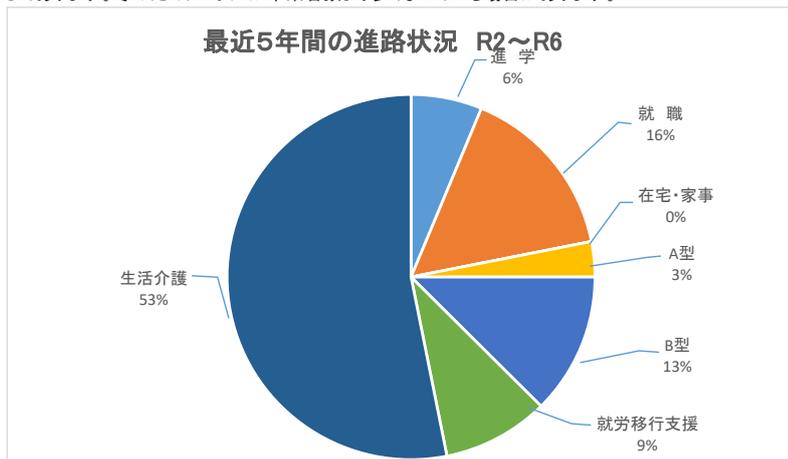
卒業生の進路について

岐阜県立関特別支援学校R7.3.31現在

進路先		年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計		
進学	4年制大学	男			2		1			1							1			4		
		女	1																	2		
	短期大学	男					1	1												0		
		女																		2		
	専門学校	男																		0		
		女											1						1	2		
障害者職業能力開発校	男			1															1			
	女						1												1			
就職		男	2	2	2	2	1	1		2		1		1		2	2		1	19		
		女	1		1			1	1		1						1			6		
家事手伝い		男																		0		
		女											1							1		
在宅(居宅介護等)		男																		0		
		女			1								1							2		
その他		男		3	1	2														6		
		女				1														1		
障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業所利用	就労継続支援	A型	男					1												1		
		女	1				2	1					1				1			6		
	B型	男		3	3		2						4	1	1	2				16		
		女				2	2		1	2			1						1	10		
	就労移行支援	男								2	1	1	1	1	1					6		
		女								2	1				1	1				5		
	生活介護	男	1	3	1	5	6	5	3	5	2	5	2	2	1	3	2	7	5	3	59	
		女	1	2	2	2	3	6	3	1	3	2	2	2	1	1	1			1	33	
	地域活動支援センター	男	1		2		1														4	
		女		2																	3	
	日中一時支援	男																	1		1	
		女												1							1	
	施設入所支援	男																			0	
		女																			0	
障害者支援施設	男				1									1						2		
	女																			0		
短期入所(日帰り含)	男																	2	1	3		
	女												1						1	2		
旧法指定施設	身体障害者施設	授産施設	男	3	1																4	
		女																			0	
		更生指導所	男																			0
		女																			0	
	療護施設	男		2																	2	
		女			1																1	
	福祉センター	男																			0	
		女																			0	
	知的障害者施設	授産施設	男																		0	
		女	1																		1	
更生施設		男																		0		
女																				0		
小規模授産所	男																			0		
	女																			0		
デイサービス	男																			0		
	女																			0		
進路先のべ人数			12	19	17	18	20	13	10	13	7	18	9	6	9	6	13	10	7	207		
高等部卒業生数			17	12	12	14	15	17	13	10	13	7	17	6	6	9	6	4	4	182		

※併用者はそれぞれの進路先でもカウントしてあります。そのためトータルが卒業生数より多くなっている場合があります。

令和6年度 卒業生の進路先
株式会社アイシン
各務原市福祉の里生活介護事業所 ぽぷらグループ(生活介護)
福百合園(生活介護)
ラバン(生活介護)
世界ちゃんともゲル丸先生の元気な仲間たち(短期入所)



I 自分のねがいを実現するために

1 小・中学部の児童生徒のキャリア発達課題

「進路」は「一人の人間としてどのように生きていくのか」を意味しています。ご家庭で大切にしていきたいことや、将来に向けてどのような力を養っていくとよいかをまとめました。

毎日の学校や家庭での学習、生活、訓練を大切にし、基礎的な力を育てていくことが、将来の生活に向けて大切になります。小・中学部段階でどのような力を付けていくとよいかを項目ごとに整理しました。下記の(1)～(4)の内容を参考に、子どもの実態を見ながら、高等部やその先の生活に向けて日々の生活を大切に過ごしていけたらと思います。

(1) 心身に関すること

	小学部	中学部
健康	<ul style="list-style-type: none">・ 1日の生活リズムを身に付ける。・ 体調を身近な人に伝える。	<ul style="list-style-type: none">・ 生活リズムを身に付け、1日を健康的に過ごす。・ 体調をいろいろな人に伝える。・ 思春期による体や心の変化を知る。(拘縮や側彎の進行、心の不安定さへの配慮)
身体の状況	<ul style="list-style-type: none">・ 緊張をゆるめる方法やリラックスする方法を身に付ける。・ 身近な人と一緒に、必要な運動に取り組む。・ 座位保持装置等を活用しながら、活動に合った姿勢をとる。	<ul style="list-style-type: none">・ 自分で意識しながら、緊張をゆるめる方法やリラックスする方法を身に付ける。・ 必要な運動を知り、自分から取り組む。・ 活動に応じた姿勢が定まる。

(2) 生活に関すること

	小学部	中学部
介助	<ul style="list-style-type: none">・ 介助や支援を心地よく受ける経験を積む。・ 家族以外の身近な人からの介助を受ける。・ 必要な介助が分かり、依頼やお礼を丁寧な言葉で伝える。	<ul style="list-style-type: none">・ いろいろな人からの介助を受ける。・ 身近な人がいなくても、必要な介助を伝える。・ 必要な介助について、相手に分かりやすく伝える。
日常生活動作	<ul style="list-style-type: none">・ 身近な人と食事や着替え、排泄等ができる。・ 着替えや食事等の基本的な動作を身に付ける。	<ul style="list-style-type: none">・ いろいろな人と食事や着替え、排泄等ができる。・ 自分でできる動作を増やす。

(3) 活動に関すること

	小学部	中学部
コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な人とあいさつをする習慣をもつ。 ・身近な人に体験したことや気持ちを自分なりの方法で伝える。 ・自分の思いや気持ちを持ち、伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の人に自分からあいさつをする。 ・自分なりの表現方法を身に付け、思いを伝える。 ・自分の思いや考えを相手に分かりやすく伝える。
活動の見通しや興味関心	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな活動を体験し、心地よい活動を増やす。 ・活動の流れに見通しや期待感をもつ。 ・自分で選ぶ経験をする。 ・好きな遊びや活動を見付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・好きな活動や自信をもって取り組める活動を増やす。 ・見通しや期待感を持ち、進んで取り組む。 ・主体的に選択をする。 ・仲間と関わりながら活動に取り組む。

(4) 社会自立に関すること

	小学部	中学部
集団参加	<ul style="list-style-type: none"> ・学校での生活に慣れ、生き生きと活動できる。 ・学級や家庭以外の場でも身近な人を支えにして過ごす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して過ごせる集団や場所を増やす。 ・普段と違う集団や場所での活動に進んで参加する。(福祉サービスの利用など)
働く	<ul style="list-style-type: none"> ・係活動や当番、お手伝いに取り組む。 ・将来や職業への憧れを持ち、身近な職業について学ぶ。 ・身近な人と一緒に公共交通機関を利用して外出経験をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や家庭における役割を知り、進んで取り組む。 ・いろいろな職業について知り、仕事を体験して学ぶ。 ・公共交通機関を利用した外出経験を積む。
余暇	<ul style="list-style-type: none"> ・好きなことをして一人で遊ぶ時間をもつ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人で過ごす時間をもつ。 ・余暇を充実させる。

2 進路設計をしよう

高等部になると自分で進路を考える必要があります。進路設計は、卒業後を見通して進路希望実現のために作る計画です。将来の夢や希望はありますか。「なんとかなる」「なるようになる」ではなく、「どんなふうに生きていきたいか」を考え、自己理解(自分の障がい、得意なこと、苦手なこと、がんばってもできないことなど)を深めながら決めていってください。将来の夢や希望を実現するためには、高等部1、2、3年と着実に力を付けていく必要があります。「進路を決め、どのように実現していくか」を具体的に進路設計してみましょう。

- | |
|---|
| <p>1年生：自己を客観的に見つめる力を付け、多様な進路の情報を知る。</p> <p>2年生：自己理解を深め、卒業後の自分の生き方を探る。</p> <p>3年生：卒業後の進路先を決定し、将来の社会生活に意欲をもつ。</p> |
|---|

3 進路選択にあたって

(1) 自分を深く見つめよう

先輩の進路は、進学、就職、障害福祉サービス利用というようにいろいろですが、進路を選択するにあたっては、自分自身のことをよく理解していないということもあつたように感じます。進路の決定には、自分自身の適性はもとより、自分の障がいをよく理解することが大切です。また、周囲の意見を受け入れずに自分勝手に進めたり、親の希望に従って進んだものの、途中で進路変更したという例もあります。

自己理解のポイント	
◆精神面の特色	◆身体の特色
知的能力	体格
基礎学力	体力
職業の興味	身体の状況
性格	
適性	

まずは自分のありのままを見つめてください。そして、自分は、どう生きていったらよいかと問い直してください。進路選択はそこから始まります。

自分の適性を十分伸ばし、そのための努力を惜しまないで自分の納得のいく人生を送るために「正しい自己理解」をしてください。

(2) 実体験を通して自分をスキルアップしよう

関特別支援学校高等部では、進路体験実習で勤労にかかわる体験的な活動を行い、協調して粘り強く働くことや創造することの喜びを体得し、働く意欲・技能・態度が身に付くように努めています。また、現場の緊張感、厳しさを学習する場にもなっています。

P9～P11に進路支援年間行事が一覧表にしております。実体験の中で、自分の適性、弱点を知り、できたこと、できなかったこと、難しかったことをできるだけ具体的にはっきりさせてください。そして、それらを課題として日常生活、学校生活の中で克服していくように努力してください。どうしてもよいかわからなくなったら、家の人、学校の先生に相談してみましょう。決して、難しいからとか、つらいからといって逃げないでください。きっと、解決の道は見えてくると思います。

(3) 社会自立のためのケアプランを立てよう

社会参加・社会自立のためには障害福祉サービスを上手に利用することが大切です。障害福祉サービスを受けるためには市町村の担当機関の窓口を訪れ、相談することが第一歩です。高等部は1年生より地域実習で居住市町村関係機関を訪問し、現在のニーズに合ったケアプランを立てる機会を用意しています。2年生では、ケアプランの具体的な計画を進め、18歳になるまでに行われる障害支援区分判定の日程調整をします。高等部3年生になると移行支援会議を行い、卒業後の進路先、生活のニーズに合ったケアプランの作成をするため、市町村担当機関や進路先等と合同の支援会議を行います。自分自身をよく知ることはもちろん、現在の生活を客観的に把握して、さらにいろいろな支援機関のアドバイスを受けてサービスの利用計画を作成しましょう。

(4) 卒業生支援相談から出てきた問題

関特別支援学校では旧担任やキャリア生徒支援部を中心に卒業生支援相談を実施して支援を行っています。卒業生や進路先の方との面談から次のような問題点が出てきました。

みなさんは在学中からこれらの問題についてよく考え、検討し、対応できるようにしておく必要があります。

〈健康〉

体が硬くなってきた、肩こりがひどい、体重が増えた、腰痛がひどいといったことを訴える人がいます。身体の不調、二次障がいの原因で離職したり、福祉サービスの利用が難しくなったりする例が多くあります。

〈対人関係〉

離職の原因の一番は対人関係です。自分の気持ちが伝えられず、誤解を招いたり、消極的なため友達ができず職場で孤立したりすることが離職につながる例があります。

〈自立〉

同学年の健常者と比べて親元を離れて生活しようと思う人が少ないようです。また、自立しようとする気持ちが弱い人がいるようです。身の回りの整理整頓、自炊、金銭管理、公共交通機関の利用等、課題は多くあります。また、自分でできることでも他の人に頼ってしまうといった傾向があることも指摘されることがあります。

〈自己理解の不足〉

仕事が自分に向いていないことや、自分の障がいについてよく理解していないことが原因で、心や身体に無理が生じ、仕事が続けられなくなるといったこともあります。

〈環境への適応〉

障がいが重い人の例です。親が元気なうちはこのことで、親だけによる介助を受けていたのですが、家庭の都合でどうしても日中一時支援や短期入所を利用しなくてはいけなくなりました。障害福祉サービス事業所に1週間滞在したところ、いつもと違う人の介助を受けることに抵抗感があり、不眠症になり、食事も摂れなくなって体調を崩し、入院してしまったということがありました。

健康面では、かかりつけの病院に定期的に通院し、障がいとうまくつきあって社会参加をしている人もいます。対人関係では、学校時代の友達関係だけでなく、新しい人間関係をつくっていくことも大切です。相談・支援機関は、市町村担当機関だけでなく、障害者就業・生活支援センター、障害者生活支援センターをはじめ、多くの相談窓口が用意されています。上手に相談をして、『障がい者福祉の手引き』を活用し、自分にあった支援を受けられるように在学中から準備をしておく必要があります。

Ⅱ 子どものねがいを実現するために ～保護者の役割～

高等部に入学すると「進路について早い段階から考えてください」と担任から言われ戸惑われた経験のある保護者が多いと思います。また、「進路とは、就職先や利用する障害福祉サービスを探す」「進路は高3になってから考えればよい」といった理解をされている方もいらっしゃるようです。しかし、「進路」は「**一人の人間としてどのように生きていくのか**」を意味しています。

進路決定の時期になったとき、自立して社会に出ていく力が育っていなかったり、実習先から厳しい指摘を受けたりすることがよくあります。その指摘は、学校が今までの指導の在り方を反省し、見直さなければいけない点もたくさんありますし、保護者の方々に考えていただきたい内容もあります。

ここでは、保護者の方々に、ご家庭でどのようなことを心がけていただくべきか、またお子さん自身が日々の努力の積み重ねの中で、将来に向けてどのような力を養っていくとよいかをまとめました。

1 わが子への理解を深める

- わが子の障がい・能力・適性などの状況を正しくつかみ、それに合った進路を早い時期から考えていくこと
- 日常生活や身体面については、特にどの点に力を入れて日々努力したらよいのか具体的な努力目標を定めること
- 全体的には、我が子の短所を数え上げるよりは、むしろ長所を見つけて伸ばすように心がけること

2 日常生活で進路につながる基礎的な力を育てる

毎日の学校や家庭での学習・生活・訓練を大切にすることがそのまま「進路支援」であるといっても過言ではありません。毎日の生活を大切にしながらその基礎的な力を育ててどんなに小さな変化も見逃さずに、現状よりも一歩先を目指した目標を立ててください。

今でないと身に付かないことというものがあります。後で気付いて取り戻そうとしても何倍もの時間がかかってしまいます。お子さんの実態を見極め、最善の努力をしてください。

(1) 学習面では

- 日々の学習を通して基礎的な学力を身に付けること
- 家庭学習にきちんと取り組む習慣を付け、自分の課題に自主的に取り組むこと
- 自分から動き出す力や、周りの人や物に働きかける力を育てること

(2) 生活面では

- あいさつ、言葉遣い、食事のマナーなど身辺処理や基本的生活習慣を身に付けること
- 買い物や外出など一人でできるようにし、生活経験を広げること
- 公共交通機関を一人で利用できること
- 家庭生活の中で本人ができる役割を与えること
- 学校でどんなことがあったか、どんな勉強をしてきたかなど、親子の会話、触れ合う時間をつくること

(3) 身体的な面では

- 毎日距離を決めて散歩したり、運動したりして基礎体力を伸ばすこと
- 自分で健康・安全の管理ができる力を育てること
- 手の動きや目と手の協応、両手の協応動作の訓練になるような手伝いを家庭で行うこと

(4) 環境的な面では

- 本人の体力に合わせ、毎日散歩、日光浴、マッサージ、訓練などを続け、基礎体力の向上と健康の保持・増進に努めること
- 家族や、地域のいろいろな人と触れ合う機会を多くし、家族や身近な人以外にも気持ちを表現できるようにするなど、環境への適応力を高めていくため、地域の行事に積極的に参加するよう心がけること
- いろいろな遊びを通して様々な刺激を与え、周りの人や物と関わる力を育てること
- 福祉サービス等を活用し学校以外の場所で親や教師以外の人と一緒に過ごせる等、対人関係の力や生活の幅を広めること

3 進路開拓に積極的に取り組む

進路開拓は、学校も全力で取り組んでいきますが、保護者の皆さんも担任やキャリア生徒支援部と密接な連絡を取りながら、学校と共に取り組んでください。

また、地域実習の機会に各市町村の関係機関とのつながりをもってください。在学中からお子さんのニーズ（医療的ケア等も含めて）を明らかにして、要望を提出していくことが大切です。そして、在学中から福祉サービスを利用することで、短期入所や日中一時支援、ヘルパー利用等、受けることができるサービスの幅を広げたり、事業所とのつながりを作ったりしていくことも大切なことです。「肢体不自由児者、障がい児・者父母の会連合会」「手をつなぐ育成会」などとの連携を心がけて、積極的に活動に参加してください。早くから親の会との連携も取っていくことも大切です。

4 地域生活を支えるために関係機関と連携する

障がいの有無にかかわらず、人は一人だけでは生きていけません。社会の様々な人と関わり合い助け合って生活しています。そして、障がいのある人が円滑な社会参加・自立をめざすためには、関係機関などからの様々な援助が必要になってくることも事実です。居住する市町村の社会福祉協議会、障害者就業・生活支援センター、障害者生活支援センターをはじめ、多くの相談窓口が用意されています。（『障がい者福祉の手引き』参照）

「頼れる相談相手」と連携し、障がい者本人・家族が生涯にわたって安心して暮らせるサポート体制を整えるのも一つの方法です。また、県内には「ふるさと福祉村」が設立され、地域で障がいのある人や高齢者を支えていこうとする取組が行われています。相談・支援体制が整っていますので、行事等に積極的に参加していくのも一つの方法でしょう。

5 進路関係の情報収集に努める

- キャリア生徒支援部から情報提供
「キャリア生徒支援部だより STEP UP」（年5回発行）、進路の手引き（当冊子）
キャリア情報掲示（1F事務室前、各エントランス）

下記は保護者の方に参加していただく行事です。積極的に参加ください。

進路週間（6・11月 高等部）、進路体験実習（7月 中学部）、高等部地域実習（高等部1・2年生：夏季休業中）、進路講話（9月）、高等部職場見学（9月）、移行支援会議（1・2月）、進路発表会（2月）

障害福祉サービス事業所の行事案内等はパンフレットで配付したり、「キャリア生徒支援部だより」に載せたりしています。積極的に参加をしたり見学をしたりするなど、つながりをどんどん作ってください。

6 進路相談

進路については、まず担任の先生に相談してください。また、キャリア生徒支援部でも随時相談に応じています。よりよい進路選択を進めていくためには正確な情報と判断が必要です。加えて家庭と学校、関係機関が連携を取ることも大切です。小・中学部段階から個別相談会等を積極的に活用し、支援機関等とのつながりを作っていきましょう。

Ⅱ 当校進路支援の取組

(1) 小・中学部 進路支援年間行事一覧

月	小学部	中1年生	中2年生	中3年生	高等部
4	保護者懇談[進路相談含]				【進路希望調査】(中3・高1)
5	進路オリエンテーションへの参加(希望者)				就職相談会2・3年 進路オリエンテーション
6	高等部進路週間への参加(希望者)				【進路週間】
7	【進路体験実習】				福祉サービス事業所説明会 アビリンピック
	高等部地域実習への参加(希望者)				【地域実習】
8	進路研修会への参加(希望者)R7年度はなし				
	【卒業生保護者との交流会】				
9	【進路講話】(希望者)				高等部入学教育相談(9月～11月) 【進路講話(卒業生講話)】
	保護者懇談会				
	進路希望調査(小・中・高2)				
10	【中学部体験入学】				
11					【進路週間】
12				【高等部体験入学】	
1				高等部入学願書提出	
2		【高等部授業体験】		高等部入学者選考検査 高等部合格発表	移行支援会議 【進路発表会】
	【高等部進路発表会への参加】(希望者)				
3	保護者懇談[進路相談含]				進路希望調査(高1・2)

※高等学校受検希望の生徒については、個別で対応する。

(2) 高等部1年生 進路支援年間行事一覧

	全般	進学	就職	福祉サービス利用
4	進路希望調査 保護者懇談・進路相談	進路希望調査	進路希望調査	進路希望調査
5	進路週間オリエンテーション マナー研修	自主学習開始 スタディサポートテスト	自主学習開始 基礎力診断テスト	
6	【進路週間】	【進路週間】 校内作業実習、集中学習 文章の書き方講座	【進路週間】 校内作業実習 文章の書き方講座	【進路週間】 校内作業実習
7	進路体験実習先調査 【地域実習】 進路相談 障がい者技能競技大会 (アビリンピック) 障がい福祉サービス事業所説明会	進路体験実習先調査 【地域実習】 市町関係機関訪問 大学・専門学校等見学 大学等オープンキャンパス参加	進路体験実習先調査 【地域実習】 市町関係機関訪問 企業等見学 進路体験実習	進路体験実習先調査 【地域実習】 市町関係機関訪問 福祉サービス事業所等見学
8	【地域実習】	【地域実習】 市町関係機関訪問 大学・専門学校等見学等 大学等オープンキャンパス	【地域実習】 市町関係機関訪問 企業見学・ハローワーク訪問等 障害者職業能力開発校体験入学 進路体験実習	【地域実習】 市町関係機関訪問 福祉サービス事業所等見学
9	職場見学 進路講話(卒業生の話) 保護者懇談・進路相談			
10		大学等見学 大学・学部・学科選択 スタディサポートテスト	企業等見学 実力診断テスト	福祉サービス事業所等見学
11	【進路週間】	【進路週間】 進路体験実習、集中学習	【進路週間】 進路体験実習	【進路週間】 進路体験実習
12		進学希望者懇談		
1				
2	進路発表会			
3	保護者懇談・進路相談 進路希望・進路体験実習先調査	大学等見学 大学・学部・学科選択 進路希望・進路体験実習先調査	進路希望・進路体験実習先調査	進路希望・進路体験実習先調査

(3) 高等部2年生 進路支援年間行事一覧

	全般	進学	就職	福祉サービス利用
4	保護者懇談・進路相談	自主学習開始	自主学習開始	
5	進路週間オリエンテーション 就職相談会(仮登録)	進学希望者懇談 スタディサポートテスト 就職相談会(仮登録)	基礎力診断テスト 就職相談会(仮登録)	就職相談会(A型事業所希望者)
6	【進路週間】	【進路週間】 進路体験実習、集中学習 ステップ基礎小論文1テスト	【進路週間】 進路体験実習 ステップ基礎小論文1テスト	【進路週間】 進路体験実習
7	保護者懇談・進路相談 進路体験実習先調査 【地域実習】 障がい者技能競技大会 (アビリンピック) 障がい福祉サービス事業所説明会	進路体験実習先調査 【地域実習】 市町関係機関訪問 大学・専門学校等見学 大学等オープンキャンパス参加	進路体験実習先調査 【地域実習】 市町関係機関訪問 企業等見学 進路体験実習	進路体験実習先調査 【地域実習】 市町関係機関訪問 福祉サービス事業所等見学 進路体験実習
8	【地域実習】	【地域実習】 市町関係機関訪問 大学・専門学校等見学等 大学等オープンキャンパス参加	【地域実習】 市町関係機関訪問 企業見学・ハローワーク訪問等 障害者職業能力開発校体験入学 進路体験実習	【地域実習】 市町村関係機関訪問 福祉サービス事業所等見学 進路体験実習
9	職場見学 進路講話(卒業生の話) 保護者懇談・進路相談 進路希望調査	進路希望調査	進路希望調査	進路希望調査
10		進路体験実習、集中学習 大学等見学 大学・学部・学科選択 スタディサポートテスト ステップ基礎小論文2テスト	進路体験実習 企業等見学 実力診断テスト ステップ基礎小論文2テスト	進路体験実習 福祉サービス事業所等見学
11	【進路週間】	【進路週間】	【進路週間】	【進路週間】
12		進学希望者懇談		
1				
2	進路発表会	大学等見学 全統マーク模試	企業等見学	
3	保護者懇談・進路相談 進路希望・進路体験実習先調査	大学等見学 大学・学部・学科選択 進路希望・進路体験実習先調査	進路希望・進路体験実習先調査	進路希望・進路体験実習先調査

(4) 高等部3年生 進路支援年間行事一覧

	全般	進学	就職	福祉サービス利用
4	保護者懇談・進路相談 【地域実習】(随時)	入学試験対策開始 小論文対策開始 総合学力記述模試 自主学習開始	就職試験対策開始 作文試験対策開始 実力判定テスト 自主学習開始	
5	進路週間オリエンテーション マナー研修 就職相談会(求職登録)	進学希望者懇談 総合学力記述模試5月 就職相談会(能力開発校希望者)	基礎力診断テスト 就職相談会(求職登録)	就労アセスメント希望調査 就職相談会(求職登録)
6	【進路週間】	【進路週間】 集中学習 大学等見学 総合学力マーク模試 総合型選抜入試エントリー開始 ステップ基礎小論文3テスト	【進路週間】 進路体験実習 ステップ基礎小論文3テスト	【進路週間】 進路体験実習
7	保護者懇談・進路相談 障がい者技能競技大会 (アビリンピック) 障がい福祉サービス事業所説明会	大学・専門学校等見学 大学等オープンキャンパス参加 総合学力記述模試 夏季入学試験対策	進路体験実習 求人受付開始 夏季就職試験対策	進路体験実習 B型就労アセスメント実施
8	【地域実習】(随時)	総合型選抜入試出願 大学・専門学校等見学 大学等オープンキャンパス参加 夏季入学試験対策	進路体験実習 県職員願書提出(予定) 障害者職業能力開発校体験入学 夏季就職試験対策 就職者推薦・選考	進路体験実習 B型就労アセスメント実施
9	進路講話(卒業生の話) 保護者懇談	大学等推薦入試開始 大学入学共通テスト受験案内配布 面接指導 マーク模試 志望理由書サポート講座	進路体験実習 県職員1次試験(予定) 面接指導 就職合同面接会(岐阜圏域) 実力判定テスト 志望理由書サポート講座	進路体験実習
10		大学等推薦入試 大学入学共通テスト出願	進路体験実習 県職員1次試験合格発表(予定) 県職員2次試験(予定) 就職合同面接会(中濃圏域)	進路体験実習 就労選択支援事業
11	【進路週間】	【進路週間】 大学等推薦入試	【進路週間】 進路体験実習 県職員2次試験合格発表(予定)	【進路週間】 進路体験実習
12		大学等推薦入試	進路体験実習	進路体験実習
1	移行支援会議:進路先及び関係機関	大学入学共通テスト 大学・短大等一般入試開始	就職合同面接会(岐阜・西濃圏域) 障害者職業能力開発校入試 職業評価	移行支援会議
2	移行支援会議:進路先及び関係機関 進路発表会	移行支援会議 大学・短大等一般入試 国公立大学一般入試前期日程	移行支援会議 障害者職業能力開発校合格発表	移行支援会議
3		大学・短大等一般入試 国公立大学一般入試後期日程		

(5) 進路を決めていくまでの取組 (高等部)

	1 年 生	2 年 生	3 年 生
4 月	<p>○保護者懇談 進路希望調査</p> <p>4月初めに個別懇談があります。この時に進路希望調査票を確認しながら、担任と卒業後の生活、今後の進路の方向について話してください。</p>	<p>○保護者懇談</p> <p>4月の懇談で6月の実習先について確認をしてください。</p>	<p>○保護者懇談</p> <p>いよいよ最終学年です。6月の実習先は第1希望の事業所で実習を行うようにしましょう。生活介護事業所で2か所以上の利用を検討している方は、複数の事業所で実習を行います。</p>
5 月	<p>○進路オリエンテーション(進路ガイダンス)</p> <p>作業実習に臨む心構えを確認するとともに、2年生3年生の実習先や個人目標を聞き、激励します。</p>	<p>○進路オリエンテーション(進路ガイダンス)</p> <p>実習に臨む心構えを確認するとともに、実習先の紹介やそれぞれの目標を発表します。</p> <p>○大学説明会・私学大学展等への参加、就職相談会(求職登録)</p>	
6 月	<p>○進路週間(1年生は校内作業実習)</p> <p>1年生全員がゴムのバリ取り作業や製品の袋詰め作業等を行います。9:00~15:00まで5日間の予定です。</p>	<p>○進路週間(2年生は進路体験実習)</p> <p>現場での体験実習になります。保護者の方にも初日や最終日の挨拶、付添をお願いすることになります。</p> <p>※進学希望者は集中学習を行います。</p>	<p>○進路週間(3年生は進路体験実習)</p> <p>進路先の第一希望の事業所で実習を行うこととなります。事業所の利用状況等により、すぐに内諾をいただけない場合も多くあります。</p> <p>※進学希望者は集中学習を行います。</p>
7 月 ・ 8 月	<p>○関市・美濃市障がい福祉サービス事業所説明会(予定)</p> <p>中濃特別支援学校との共催で実施します。関市・美濃市を中心とした就労継続支援事業所や生活介護事業所等に来校していただき、希望の事業所と面談し説明を伺う予定です。</p> <p>○進路希望調査(2・3年)・実習先希望調査(全学年)</p> <p>11月の進路週間で、進路体験実習を行う企業・事業所を決めてください。</p> <p>※アビリンピック</p> <p>※各事業所、学校等で開催されるサマーキャンプやオープンキャンパス等に積極的に参加してください。参加する際は、必ず担任に連絡をしてください。</p>		

7 月	<p>○地域実習（1年生全員、2年生希望者）</p> <p>① 関係機関等との面談、相談 居住地ごとに分かれ、その地域の関係機関（各市町村の福祉課や支援センター等）の担当の方と、障がい者福祉行政について説明を聞いたり、相談したりします。</p> <p>② 企業見学・施設事業所見学 居住地周辺や関心のある関係施設、事業所を中心に見学か訪問を行います。同一事業所の見学は、合同で行います（見学希望事業所については7月初旬までに、決定して担任に連絡してください）。</p>	<p>※地域実習（随時）</p> <p>個別の状況に応じて、企業、学校、就業・生活支援センター等の見学訪問を行います。</p> <p>※進路先が決定していない生徒は実習を行っていきます。</p> <p>※<u>就労継続支援B型事業所の利用を検討している生徒は夏季休業中に「就労支援B型アセスメント」を就労移行支援事業所で行う必要があります。→R7年度10月より就労選択支援事業が始まります。</u></p>
9 月	<p>○保護者懇談</p>	<p>○保護者懇談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進路先が決定している場合は関係機関との調整、サービス利用のニーズ等について確認をします。 ・企業の採用選考活動の開始 <p>※総合型選抜、大学入学共通テスト 出願</p>
11 月	<p>○進路週間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場での体験実習になります。保護者の方にも初日や最終日の挨拶、付添指導をお願いすることになります。 <p>※進学希望者は集中学習を行います。</p>	<p>○進路週間（最終調整実習）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス事業所への内定通知依頼をします。 ・進路先が決定していない生徒、または事業所によっては最終の実習を行います。 <p>※合同面接会</p> <p>※11月より複数応募が可能（2社）</p>
12 月		<ul style="list-style-type: none"> ・進路先が決まり次第、移行支援会議を行います。日程、資料等について確認します。
1 月		<p>○移行支援会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進路先や関係機関と調整を行い、移行支援会議を開催します。 <p>○大学入学共通テスト 一般入試開始</p>
2 月	<p>○保護者懇談（進路希望調査・実習先希望調査）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進路希望の聞き取り及び来年度の6月に行う実習先の希望を担任と相談してください。 	<p>○進路発表会</p>
3 月		<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの時期に事業所等のサービス利用を開始します。

2 当校の進路支援の取組

(1) 個別の教育支援計画

「個別の教育支援計画」は、教育、福祉、医療、労働等の関係機関が連携して一人一人のニーズに応じた支援を効果的に実施するための計画であり、これらの関係機関等による連携協力体制で地域社会に生きる個人を支援していくための道具（ツール）であり、以下のようなメリットが考えられます。

- ・小学部→中学部→高等部と、児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育を推進するための一貫した支援を行うことができる。
- ・学校、保護者、地域の関係機関の連携により児童生徒の自立への課題の解決を図ることができる。
- ・地域の関係機関との連携を充実させることにより、児童生徒の地域参加を支援できる。

「個別の教育支援計画」を基に、高等部では地域実習、移行支援会議を実施して、一人一人の生徒の関係機関等による連携協力体制をつくり、進路支援を行います。

(2) 進路希望調査について

全校の児童生徒を対象に実施します。小学部、中学部1・2年生は9月、3年生は4、9月に実施します。高等部1年生は4、2月、2年生は7、2月、3年生は7月に実施します。

(3) キャリア生徒支援部だより（STEP UP）・進路情報掲示板

キャリア生徒支援部だより「STEP UP」は年6回程度発行し、進路関連の行事の報告や進路に関する情報を提供します。情報掲示は、各学部エントランスや高等部教室前にキャリア情報の掲示板を設置しています。事務室前には進路情報コーナーを設置し、進学関係、就職関係の各種の刊行物や事業所に関するパンフレット等をご覧いただくことができます。必要なものがある場合はお申し出ください。

(4) 進路行事について

① 就職相談会

関公共職業安定所（ハローワーク関）の障がい者担当職業指導官に來校していただき、毎年4月又は5月に実施し、求職登録を行います。対象は、中学部3年生、高等部3年生の就職希望者及び保護者です。また、高等部2年生の就職希望者も参加し、仮登録を行うことができます。

② 進路体験実習

中学部2年生の生徒が7月に保護者と一緒に関市近郊の事業所や企業で活動を体験します。高等部は6月、11月に進路体験実習を行います。特に3年生については必要に応じて見学や実習を積極的に行い、進路決定につなげます。

③ 進路講話

外部から講師（卒業生）を招き、生徒向けの進路の話をお聞かせします。保護者にも参加していただくことができます。9月に実施する予定です。

④ 進路週間

高等部全員が対象の行事です。2・3年生は進学希望者を対象にした集中学習、模擬試験、進路希望に応じて企業、自治体、福祉サービス事業所で実体験を行う進路体験実習を実施します。1年生は校内作業実習を実施し、進学希望者は集中学習も行います。校内作業実習は、ゴムのバリ取りや製品の袋詰めなどの軽作業を行います。

進路週間のねらいは下記のとおりです。

- ・校内作業実習をとおして働くことの基礎や意味を学ぶ。
- ・企業や福祉サービス事業所での進路体験実習をとおして、自己の能力、適性、障がいなどについて理解を深め、社会的自立・職業的自立に向けた実践力を育てる。
- ・企業で働く人や福祉サービス事業を利用する人との交流をとおして社会性を身に付ける。
- ・集中学習をとおして、大学への進学や就職試験のための意欲及び学習姿勢を養う。

⑤ 地域実習

高等部では、在学中より居住する地域の障がい者福祉について理解し、地域とのつながりを広げていくことが必要であると考え、市町の関係機関を訪問、または来校いただいたの地域実習を実施しています。1年生は市町ごとにグループで夏季休業中に、2・3年生の該当者は随時必要に応じて行います。

関係機関との懇談では、個々の進路希望について、各市町における計画相談、身体障害者手帳の交付・更新や車いす・補装具の製作、福祉サービスの確認等を行います。生徒、保護者の方は、予めニーズをまとめておいた上で本懇談に臨むと有意義な実習になると考えます。地域実習での見学先は、P.16、P.17を参照下さい。

〈地域実習 日程例〉

10:00		12:00		15:00
実習 内容	・障がい者福祉について ・進路について (市町関係機関との懇談)	昼 食		・福祉サービス事業所見学 ・企業見学 ・大学見学等

ア 地域実習等で見学した主な企業・就労継続支援A型事業所・自治体等

<p>岐阜市</p>	<p>イトーヨーカドー柳津店(商品出し) ライフプランサポート(パン作り) 岐阜県図書館(図書館業務) 岐阜県庁(事務) ギフ福祉ネットワーク東部(事務・介護) イオン柳津店(商品出し) 中部電力株式会社(事務) 郵便局株式会社(事務) 岐阜市障がい福祉課(事務) 岐阜なめぎファーム(A型:軽作業) わかば農園(野菜洗浄) オハナ・ドリームス(A型:婦人服商品整理) 清流園(A型:軽作業、製パン、喫茶) Man to Man Animo株式会社(Web、事務) 合資会社フェニックス(A型:軽作業)</p>
<p>各務原市</p>	<p>カーサ・レスパート(介護) 各務原市中央図書館(図書館業務) もりの本やさん(図書館業務) 三洋堂各務原店(店舗業務) 生活協同組合コープぎふ(事務) イオンモール各務原店(品出し) 各務野神饌ヘルスフード(食品加工) イオンタウンベッフォレスト(生体管理等) HOAO(A型:軽作業) 航空自衛隊岐阜基地(事務、管理)</p>
<p>関市</p>	<p>つるや(食堂業務) 桜(食堂業務) イオン(事務) 丸石工業所(メッキ) 福山通運ぎふ関営業所(事務) 長谷川刃物(製造) ヤマト運輸岐阜ベース(宅配便仕分、事務) マルキ稲口店(商品出し) 金田洋鋏製作所(製造) オンダ製作所(製造) 長谷川刃物(製造) 木村メタル産業関エコテクノロジーセンター(家電製品解体、リサイクル) 関チョーサー(製造) 関市生涯学習課(事務) 関市立図書館(図書館業務) ユニー関店(商品出し) パコラ(パン製造) 関市社会福祉協議会(事務・介護) 株式会社かがやき(A型:軽作業) ヒロポー&マーポー関(A型:軽作業)</p>
<p>美濃市</p>	<p>武井化成(製造) 農業サポートセンターグリーンメック(販売) 日本トムソン(製造) 美濃市社会福祉協議会(事務・介護)</p>
<p>美濃加茂市</p>	<p>魚国(食堂業務) マジックガーデン(園芸) 美濃加茂市中央図書館(図書館業務) 美濃加茂市東図書館(図書館業務) 東和組立(製造) シーシーアイ(製造) みのかも西デイサービスセンターあじさい(介護) ユニバーサル製缶(製造、事務) 中部台ケアセンター(介護) 中濃振興局(事務) 美濃加茂市社会福祉協力会、夢街道(事務、販売) 美濃加茂市社会福祉協議会(事務・介護)</p>
<p>郡上市</p>	<p>りあらいず和 スマイルキッチン(事務・調理補助) アサヒフオージ白鳥工場(製造) Aコープめぐみの(食品加工、品出し) 白鳥恵那愛知電機(製造) デイリー郡上バカンス(サービス)</p>
<p>県外</p>	<p>わだちコンピュータハウス(名古屋市、事務) 木村メタル産業(小牧市、リサイクル) テクノライン(犬山市、CAD設計)</p>

イ 地域実習等で見学した福祉サービス事業所等

(就労移行支援事業所、就労継続支援B型事業所、生活介護事業所)

岐阜市	岐阜県身体障害者更生指導所(軽作業) はなみずき苑(生活介護) いぶき(軽作業) 第二いぶき(療育、軽作業) 清流園(軽作業) ポップコーン(軽作業・生活介護) サンフレンドうずら障害者センター(地域活動支援センター) サンフレンドみわ障害者センター(地域活動支援センター) ワークサポートやないづ(軽作業) あじさいの家・第二あじさいの家(生活介護) いぶきゆめひろ共同作業所(軽作業) ふくろうの家(製菓) 嘉百合園(軽作業・生活介護) 長良ひまわり社(軽作業) ビー・カンパニー(軽作業) アミティ寺田(生活介護) ウエルテクノス岐阜(情報通信、就労支援) オリーブ(生活介護) ワークステーション岐阜(軽作業) パッソ岐阜校(就労移行) 福百合園(軽作業・生活介護) 世界ちゃんとモゲル丸先生の元気な仲間たち(生活介護) オークヴィレッジ(生活介護)
羽島市	バリカム元気社(軽作業) であいオールミックス(生活介護) あいそら羽島、グッドジョブ羽島(生活介護、軽作業) 生活介護たけはな(軽作業)
各務原市	さわらび苑(軽作業) 各務原市福祉の里(軽作業・生活介護) 虹の家(軽作業) きざはし(軽作業) あしたの会共働学校(喫茶・軽作業) マヴィープラス・マヴィープラス2(生活介護) あんしんネットワークス(B型)
山県市	あしたの会自然の家(軽作業) 生活の家桜美寮(軽作業・生活介護) 幸報苑(軽作業) ワークス伊自良(軽作業)
瑞穂市	ほたる(軽作業) すみれの家(クッキー作り、軽作業)
羽島郡	岐南町社会就労センター(岐南町、軽作業)
大垣市	パン工房ドリーム(パン作り) あゆみの家分場ぐっどらんど(軽作業) 緑の丘(パン作り、軽作業) かわなみ作業所(軽作業) すまいるらんど(軽作業) いぶき作業所(軽作業) 林町デイセンター(生活介護) ウエルテクノス(情報通信業、就労移行) 新家大垣(軽作業)
海津市	クローバー(南濃町:軽作業)
不破郡	オリーブ(生活介護) あゆみの家デイサービスセンター(生活介護)
羽島郡	ゆきの舞(岐南町:生活介護)
関市	わーきんぐはうすポスト(軽作業) あおぞらの家(軽作業) ワンハートおひさま(軽作業) あしたのいえ(軽作業・生活介護) レインボーハートフル生活介護(製パン、喫茶、軽作業) いちいの杜ハートフル(生活介護) だいち(軽作業・生活介護) 美谷の風(生活介護) ウエルマッシュ美谷(弁当作り) ひまわりの丘(軽作業) 多機能型事業所つくし(生活介護・B型) エルロン事業所(A型・B型)
美濃市	みのりの家(軽作業) 陽光園(生活介護)
美濃加茂市	太陽の家(軽作業) ひまわりの家(軽作業) デイサービスセンターあじさい(生活介護)
郡上市	ぶなの木学園(軽作業) スマイルドーナッツ(郡上市、軽作業) みずほ園(軽作業)
可児市	ふれあいの里可児(生活介護、軽作業)
加茂郡	ゆうゆう舎(川辺町、軽作業)
可児郡	あゆみ館(軽作業・生活介護) 御嵩町デイサービスセンター(生活介護)
多治見市	はだし工房共同作業所(軽作業) なごみの杜かさはら(軽作業・生活介護)、優が丘(軽作業)
県外	ひかり園・輝湖里(長浜市、軽作業)、夢の家(春日井市、生活介護) ライフサポートおりーぶ(江南市、生活介護) ハピネス藤里(江南市、生活介護)

ウ 地域実習で見学した大学・訓練校等 オープンキャンパス参加先

日本福祉大学 岐阜経済大学 東海学院大学 中部学院大学 東海学園大学 名城大学都市情報学部
愛知県立大学 愛知淑徳大学 中京短期大学 中部大学 修文大学短期大学部 岐阜市立女子短期大学
国際たくみアカデミー 東海職業能力開発大学校 愛知障害者職業能力開発校 春日台職業訓練校
東京障害者能力開発校 国立職業リハビリテーションセンター 国立吉備高原職業リハビリテーションセンター
名古屋モード学園 愛知文化服飾専門学校 明美文化服装専門学校 名古屋ファッション専門学校

⑥ 岐阜県版デュアルシステムと企業内作業学習について

(〈岐阜県特別支援教育ネット〉働きたい!応援団 ぎふより)

ア 岐阜県版デュアルシステム

「デュアルシステム」は、学校における職業教育と企業における作業学習の2本柱で、企業就労につなげるシステムのことを言います。高等部1・2年の段階で、働くことへの意欲や技能を高めるとともに、より多くの職種を体験することで個々の職業適性を見極め、雇用につながる実習を行います。

イ 企業内作業学習

特別支援学校高等部では、木工や窯業などの作業学習を行っていますが、地域や企業のニーズに対応するため、学習の場を専門的な環境である企業へと移し、専門的な環境で、例えば、1～2ヶ月の長期間、継続的に行う作業学習のことを言います。

(実施期間、方法については、企業側のニーズに沿った形で実施します。)

資料 「働きたい!応援団 ぎふ」について

事業の目的(特別支援学校チャレンジ実習事業の研究報告より)

特別支援学校高等部において、一般企業への就職を希望している生徒が増加していることを踏まえ、高等部卒業後、社会的に自立した生活を送るために必要な「働く力」を育成するため、学校と企業が連携のもと、企業内作業学習の実践研究を行い、「岐阜県版デュアルシステム」のモデルを構築します。

※「働きたい!応援団 ぎふ」

(<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/edu/7604.html##2>)のサポーター企業一覧の中の企業であれば職場見学が可能です。また、企業によっては適性等を確認の上、就業体験、企業内作業学習が可能です。

令和7年2月末現在で、1070社がサポーター企業として登録されています。

ロゴマークのコンセプト

特別支援学校高等部卒業後、「地域で働き、地域に貢献したい」という生徒の強い思いや何事にも前向きに取り組み、働く力を高めていこうとする姿を岐阜県の“G”で表現しています。



働きたい!応援団 ぎふ

IV 様々な進路

1 当校卒業生の進路先

過去の卒業生が以下の学校や企業・事業所等に進みました。

大学、職業訓練校、専門学校	
岐阜経済大学	日本福祉大学 中部大学 東海学院大学 岐阜市立女子短期大学
修文大学短期大学部	東京障害者職業能力開発校 愛知障害者職業能力開発校
あいち造形デザイン専門学校	名古屋モード学園

企業	
生産・労務・製造	東和組立株式会社 めぐみの農業協同組合 郡上バカンス アイシン株式会社
販売 事務	美濃加茂市社会福祉協力会・夢街道 西美濃農協ファーマーズマーケット 太平洋工業株式会社 中部電力株式会社 介護老人福祉施設千寿の里 郵便局株式会社岐阜中央郵便局 生活協同組合コープぎふ 株式会社アイキ ギフ福祉ネットワーク東部 高砂工業 サンビュー可児 日本赤十字社岐阜県支部 株式会社ユタカファーマシー 山内ホスピタル介護老人保健施設 リハビリランド
専門職 公務員	アライブ株式会社 Man to Man Animo株式会社 岐阜県職員 多治見土木事務所 郡上市役所

就労移行支援事業所	
清流園	パツ岐阜校 ひまわりの丘第三学園 ワークサポートあすなろ

就労継続支援A型事業所	
オハナ・ドリームス	株式会社さきずな りあらいず和 ヒロボー&マーボー関

就労継続支援B型事業所	
清流園	ハーモニー大垣 東濃ワークキャンパス ぶなの木学園 いぶき作業所 ビー・カンパニー グッドジョブ羽島 ふれあいの里可児作業所 わだちコンピュータハウス クローバー 合資会社フェニックス 就労支援きざはし 結リンク リハビリランド 嘉百合園

生活介護事業所、地域活動支援センター等	
いちいの杜ハートフル	あゆみ館 ゆうゆう舎川辺 あいそら羽島 オールミックス 幸報苑 三光園 かわなみ作業所 ポップコーン 飛翔の里第二生活の家 陽光園 でいあい はだし工房共働作業所 サンフレンドみわ障害者センター パリカム元気社 だいち 土岐市身体障がい者デイサービスセンター はなみずき苑 アミティ寺田 嘉百合園 池田町障害福祉サービス事業所ふれ愛の家 レインボーハートフル生活介護 オリーブ 居宅支援きざはし 林町デイセンター 西濃サンホーム 瑞穂市福祉作業所すみれの家 第二いぶき あおぞらの家 あしたのいえ 福百合園 ゆきの舞 もみじの舞 ワークショップハニー 各務原市福祉の里ぽぷら ぽぷり あじさいの家・第二あじさいの家 ふれあいの里可児 つくし リハビリランド 千手の華 オークヴィレッジ レインボーハートフル ラパン 世界ちゃんとモゲル丸先生の元気なショートステイ

※ 卒業時の事業所名で記載してあります。

2 進学

障がい者の大学進学者数が年々増えています。令和6年度4月より国公立・私立を問わずすべての大学等で「合理的配慮」の提供が義務化されました。バリアフリー施設が整備されたり、入学後の相談などに対応するための専門窓口（障がい学生支援室など）を設置する大学も増えたりしてきているなど、障がい者が大学進学しやすい環境が整ってきています。とは言え、特別支援学校ほどの支援措置が十分に備わっているとは言い難く、自分のことは自分でできるようにして、希望する大学の施設状況や支援窓口など、自分に必要な支援は受けられるのかを十分に調べておくことが大切です。

大学・短大、専門学校等は専門性や社会性、人間性を養う場であり、教育と雇用を接続する重要な機能を有しています。高等部卒業後さらに進学することで、より深い知識と経験を得て、生活の幅を広げることができます。しかし、そのためには、自分の興味・関心や能力・適性など**自己理解**を深めることが重要となります。そのうえで、**何を学ぶのか、将来どのように生きていくのか**を明らかにし、計画的に**必要な学力**をつけたり、**資格**を取得したりする必要があります。さらに通学方法、大学での生活など**自立した生活**への展望をもつことも大切です。大学等への進学を希望している人は、これらの内容について家族で話し合ってみましょう。より具体的な進学先や、今、努力すべき事柄が見えてくるでしょう。

- ①**自己理解**（興味・関心・能力・適性・障がい）を深める
- ②**何を学びたいか**（身に付けたい専門的知識・技能・資格）を自分の言葉で話せる
- ③**基礎学力**（定期考査の重視、漢検準2級以上、平均評定3.5以上など）を身に付ける
- ④**自立した生活**（通学方法 障害福祉サービス等の利用）への展望をもつ

（1）進学対策

進学対策として、希望者を対象に基礎力診断テスト、進研模試、全統模試、小論文などの業者模試を学校で実施しています。さらに進路週間中には進学希望者を対象に集中学習を実施しています。基礎学力が不十分な場合は、宿題だけでなく計画的に家庭学習するようにしてください。特に受験科目については勉強の方法を工夫したり、添削の指導を受けたりするなど、大学受験に向けた学習対策をはじめてください。

なお、受験での配慮、入学してからの施設・設備等について、大学見学やオープンキャンパスに参加するなど情報を収集することが必要です。

（2）進学先について

① 国公立大学

国公立大学の入試は、大学入学共通テストと、各校が独自に行う個別学力検査（二次試験）によって行われます。共通テスト終了後自己採点を行い、その結果を見て志望校に申し、個別学力検査（二次試験）を受け合否が決定します。大学によって異なりますが、入学共通テストの受験の出題科目は、国語、数学、外国語（含リスニング）、理科、地歴、公民の6教科30科目などと多くなっており、志望する大学が指定する科目を選択して受

験します。本校では履修できない科目が希望大学の必須科目となっている場合もあるので、入学後すぐに入試対策をはじめなければなりません。希望者はできるだけ早く申し出てください。なお、国公立大学にも推薦入試がありますが本校からの推薦は難しい状況です。

② 私立大学

一般入試では、選考方法として学科試験を実施するのが一般的です。入試の科目数は、大学や学科によって様々ですが、文系は国語、英語、地歴、公民からの3教科型が主です。理系の場合は数学や理科が課せられます。大学入学共通テストだけで合否を決める方法や、総合型選抜（旧AO入試）等、選考方法が多様化しているので、早めに希望する大学等の入試情報を確認することが大切です。推薦入試の場合は、小論文や面接が課せられることが多いので、しっかり準備する必要があります。推薦入学には大学が示す推薦基準があります。調査書の評定に基準がある場合が多くなっています。どの科目においても毎日の授業を大切に、定期試験には真剣に取り組んでください。大学によっては様々な資格や検定取得が推薦入試に有利な場合があるので、希望大学の入試要項で確認し、在学中に挑戦していくとよいでしょう。

③ 通信制大学

通信制大学は主としてテキストなどを用いて学習して卒業に必要な単位を修得していく大学がほとんどです。一般的には年に数回大学に通って学ぶスクーリングがあります。学び方は大学によって異なりますので、大学ごとに確認してください。

④ 専門学校

専門学校は、実社会ですぐに役立つ専門的な知識・技術を身に付けるための教育機関で、教育内容は将来の職業と深く結びついたものになっています。修業年限は1～3年で医療系、情報処理系、調理系、工業系、教育社会福祉系等があります。自分の希望をはっきりさせたいと、学習方法、バリアフリーの状況などを実際に見学し、専門的な知識・技術を身に付けられるかを検討し選択してください。

専門学校の入試は、分野・学科によってかなり違います。大学並の学科試験を課すところもあれば、受付順で入学を許可する学校もあります。書類審査も厳しく審査する学校もあれば、事実上フリーパスの学校もあります。選考方法は推薦入試と一般入試とがあります。大学進学希望者と同様、在学中に基礎学力を身に付けておきましょう。

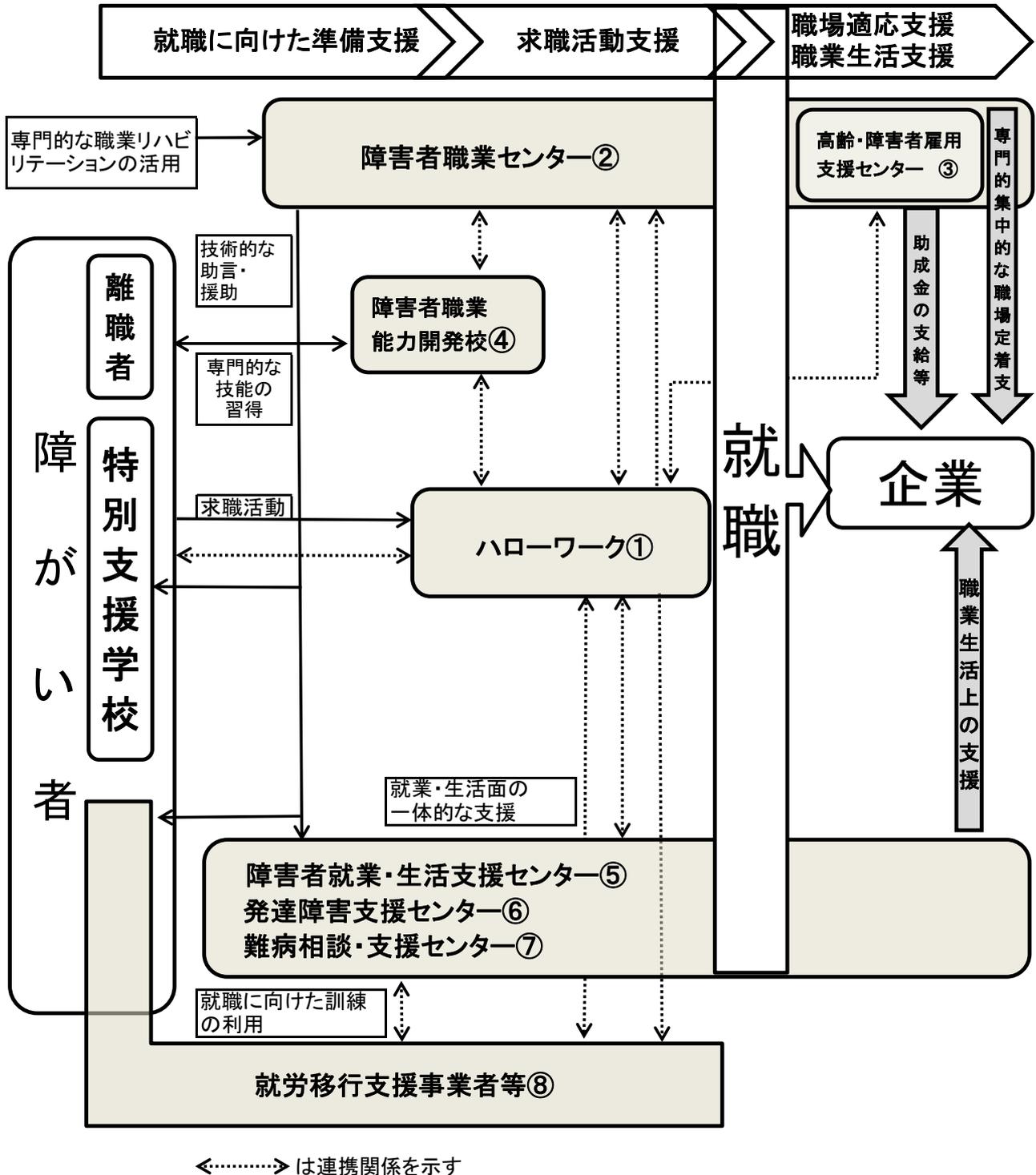
(3) 学費について

大学や専門学校への納入金と通学や生活にかかる費用についても考えておく必要があります。大学や専門学校によって、金額は様々です。事前によく調べておきましょう。

3 就職

社会に出て働くためには、いろいろな職業について知り、実際に仕事を体験することを通して、働く上で必要な知識や態度を身に付けることが大切です。また、自分の興味・関心や能力・適性など自己理解を深めることも重要となります。その上で、働くことだけでなく通勤手段など、自立した生活を送るために何を身に付けておく必要があるかを考え、展望をもつことも大切です。これらの内容について家族で話し合ってみましょう。今、努力すべき事柄が見えてくるでしょう。

(1) 就職を支援する機関



① ハローワーク（公共職業安定所）

ハローワークでは、種々の支援策を活用しながら、就職を希望する障がい者に対する職業相談・職業紹介、求人者・求職者が一堂に会する就職面接会の開催、障がい者向け求人の確保、雇用率達成指導、雇用率達成指導と結び付けた職業紹介、就職後の職場定着・継続雇用等の支援や、事業主に対する障がい者雇用の指導・支援を行っています。特に福祉、特別支援教育、医療から一般雇用への移行の促進が重要な課題となっていることから、地域の関係機関との連携を一層強化しながら、よりきめ細かな支援・指導を実施しています。

ハローワーク 関 （関公共職業安定所）

〒501-3803 関市西本郷通 4-6-10 TEL 0575-22-3223

※ 学校を卒業後は居住地を管轄するハローワークが担当になります。

※ 県内のハローワーク（公共職業安定所）の所在地と担当地域は「岐阜県障がい者福祉の手引」をご覧ください。

② 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

障がい者と高齢者等の雇用支援を一体的に実施することを目的として、設立された組織であり、障がい者関係業務として、次の業務を行っています。

- 障害者職業センターの設置及び運営、障害者職業能力開発校の運営
- 障害者雇用納付金関係業務（納付金の徴収、助成金等の支給、障がい者技能競技大会の開催、障がい者雇用に関する研究・講習・啓発等）

障害者職業総合センター

〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉 3-1-3

TEL 043 (297) 9000 (代表) / FAX 043 (297) 9056

地域障害者職業センター

全国の各都道府県に設置（北海道・東京・愛知・大阪・福岡には支所も設置）しており、ハローワーク等の関係機関と密接な連携の下、障がい者や事業主に対して、以下の職業リハビリテーションサービスを実施しています。

- 障がい者に対するサービス
職業評価、職業指導、職業準備支援、OA 講習（視覚障がい者を対象）、知的障がい者判定・重度知的障がい者判定
- 障がい者・事業主双方に対するサービス
精神障がい者総合雇用支援、ジョブコーチ（職場適応援助者）による支援
- 事業主に対するサービス
相談・援助、雇用管理サポート事業

岐阜障害者職業センター

〒502-0933 岐阜市日光町 6-30

TEL 058-231-1222

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 岐阜支部
〒500-8842 岐阜市金町 5-25 G-front II 7階 TEL 058-265-5823

A 高齢者雇用支援業務

各種助成金：奨励金の申請受付、高齢者雇用に関する相談・援助

B 障害者雇用支援業務

障害者雇用納付金等の申告・申請受付、各種助成金の申請受付

障害者雇用に関する講習・啓発活動、地方アビリンピックの開催

国立職業リハビリテーションセンター

〒359-0042 埼玉県所沢市並木 4-2 TEL 04-2995-1711

中央広域障害者職業センターと中央障害者職業能力開発校から構成され、障がい者に対して一貫した職業リハビリテーションを実施しています。

当センターの特徴は、隣接する国立障害者リハビリテーションセンターが行う医療リハビリテーションと密接な連携をとりながら、障がいのある方々の自立に必要な職業訓練や職業指導などを体系的に提供する、職業リハビリテーションの先駆的実践機関です。

国立吉備高原職業リハビリテーションセンター

〒716-1241 岡山県加賀郡吉備中央町吉川 7520 TEL 0866-56-9000

国立吉備高原職業リハビリテーションセンターは旧労働省により昭和62年に設置され独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営しています。

当センターでは職業リハビリテーションサービスの先駆的実施機関として入所された方々に対して「職業適性等を理解・把握していただくための職業評価」「就職に必要な技能・知識等を習得していただくための職業訓練」「就職活動に必要な情報提供や指導を行う職業指導」等、個々の特性・能力に応じたきめ細かな総合的な職業リハビリテーションサービスを提供し社会で活躍する職業人を目指した人材育成に努めています。

また、センターでは、障がいの重度化、多様化に応じた訓練ニーズの変化、近年の経済・産業構造の変化や IT 化をはじめとする技術革新による企業ニーズの変化に対応すべく指導技法の開発にも取り組んでいます。

③ 障害者職業能力開発校

職業能力開発促進法に基づき、ハローワーク、障害者職業センター等の関係機関との密接な連携のもとに、訓練科目・訓練方法等に特別の配慮を加えつつ、障がいの状態等に応じた公共職業訓練を実施しています。また、企業に雇用されている障がい者に対して、多様な職務内容の変化にも迅速に対応できるよう、在職者訓練を実施しています。

障害者職業能力開発校は全国 19 カ所（国立 13 校、都道府県立 6 校）に設置されています。

また、上記とは別に、事業主、民間法人等が運営する民間の能力開発施設が、障がい者の職業に必要な能力を開発し、向上させるための教育訓練事業（厚生労働大臣の定める基準に適合するもの）を実施しています（20施設）。

愛知障害者職業能力開発校

〒441-1231 愛知県豊川市一宮町上新切 33-14 TEL 0533-93-2102

訓練科目 訓練期間 1年

ITスキル科 OAビジネス科 CAD設計科 デザイン科 総合実務科（知的障がい者対象）

岐阜県立障がい者職業能力開発校

岐阜市学園町 2-33（岐阜メモリアルセンター西側「ぎふ清流福祉エリア」内）

訓練科目 訓練期間 1年

基礎実務科 OAビジネス科 Webデザイン科

④ 障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着に当たって就業面における支援とあわせ、生活面における支援を必要とする障がい者を対象として、身近な地域で、雇用、保健福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行う施設で、都道府県知事が指定する一般社団法人、社会福祉法人、特定非営利活動（NPO）法人等が運営しています。

業務内容

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がいのある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

就業面での支援

- ・就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
- ・就職活動の支援
- ・職場定着に向けた支援
- ・障がいのある方それぞれの障がい特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
- ・関係機関との連絡調整

生活面での支援

- ・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
- ・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- ・関係機関との連絡調整

岐阜障がい者就業・生活支援センター

〒500-8314 岐阜市鍵屋西町 2-20 多恵第2ビル 1F TEL 058-253-1388

活動区域：岐阜市（長良川以南）、羽島市、瑞穂市、岐南町、笠松町、北方町

清流障がい者就業・生活支援センターふなぶせ

〒岐阜市学園町 2-33

TEL 058-215-8248

活動区域：岐阜市（長良川以北）、各務原市、山形市、本巣市

西濃障がい者就業・生活支援センター

〒503-2123 不破郡垂井町栗原 2066-2

TEL 0584-22-5861

活動区域:大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡

ひまわりの丘障がい者就業・生活支援センター

〒501-3938 関市桐ヶ丘 3-2

TEL 0575-24-5880

活動区域:関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、加茂郡、可児郡

東濃障がい者就業・生活支援センターサテライト t

〒507-0073 多治見市小泉町 2-93

TEL 0572-26-9721

活動区域:多治見市、土岐市、瑞浪市、恵那市、中津川市

ひだ障がい者就業・生活支援センター

〒506-0025 高山市満天町 4-64-8 第一ビル 1F

TEL 0577-32-8736

活動区域:高山市、下呂市、飛騨市、大野郡

⑤ 発達障害者支援センター

発達障がいのある人の幼児期から学齢期、成人期に至るまで、ライフステージの各段階で生じるさまざまなニーズに応えられるよう、総合的かつ一環的な支援を行うための地域の拠点です。発達障がい者支援センターが提供する具体的なサービスは「相談支援」「発達支援」等で、就労支援についても、労働関係機関との連携協力のもと、直接・間接に支援が行われます。

岐阜県発達障害者支援センター（旧発達障がい支援センター「のぞみ」）

〒502-0854 岐阜市鷺山向井町 2563-18 TEL 058-233-5116

⑥ 難病相談・支援センター

難病患者・家族等の療養上、生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、電話や面談等による相談、患者会などの交流促進、就労支援など、難病患者が有する様々なニーズに対応した相談支援を行っています。

難病生きがいサポートセンター（岐阜県難病団体連絡協議会）

〒500-8385 岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉農業会館 3階 TEL 058-214-8733

⑦ 就労移行支援事業等

ア 就労移行支援事業

就労を希望する 65 歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

イ 就労継続支援事業（A型） 問い合わせ先：就労継続支援事業（A型）事業者

就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用結びつかなかった障がい者、特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用結びつかなかった障がい者、企業等における就労経験があるが、現在は雇用関係の状態にない障がい者を対象に、事業所内において雇用契約に基づく就労の機会を提供します。また、この就労の機会を通じて一般企業における就労に必要な知識・能力が高まった者に対して、一般企業における就労への移行に向けた支援を行います。

原則として事業主と対象障がい者との間で雇用契約を締結しますので、就労（労働）条件は労働基準法等の労働関係法令に基づき定められています。また、要件を満たす場合は労働保険等が適用されますので、必要な手続きを行ってください。

ウ 就労継続支援事業（B型） 問い合わせ先：就労継続支援事業（B型）事業者

就労経験があるが年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった障がい者、就労移行支援事業を利用した結果、就労継続支援事業（B型）の利用が適切と判断された障がい者等を対象に、事業所内において就労の機会や生産活動の機会を提供します。また、この就労や生産活動の機会を通じて知識・能力が高まった者について、A型や企業等における就労への移行に向けた支援を行います。

このB型においては、A型と異なり、事業主と対象障がい者との間で雇用契約は締結しません。

⑧ 岐阜県障がい者総合就労支援センター

「就労支援」「職業訓練」「職業紹介」「定着支援」の4つの機能を備え、障がい者の一般就労を総合的に支援します。

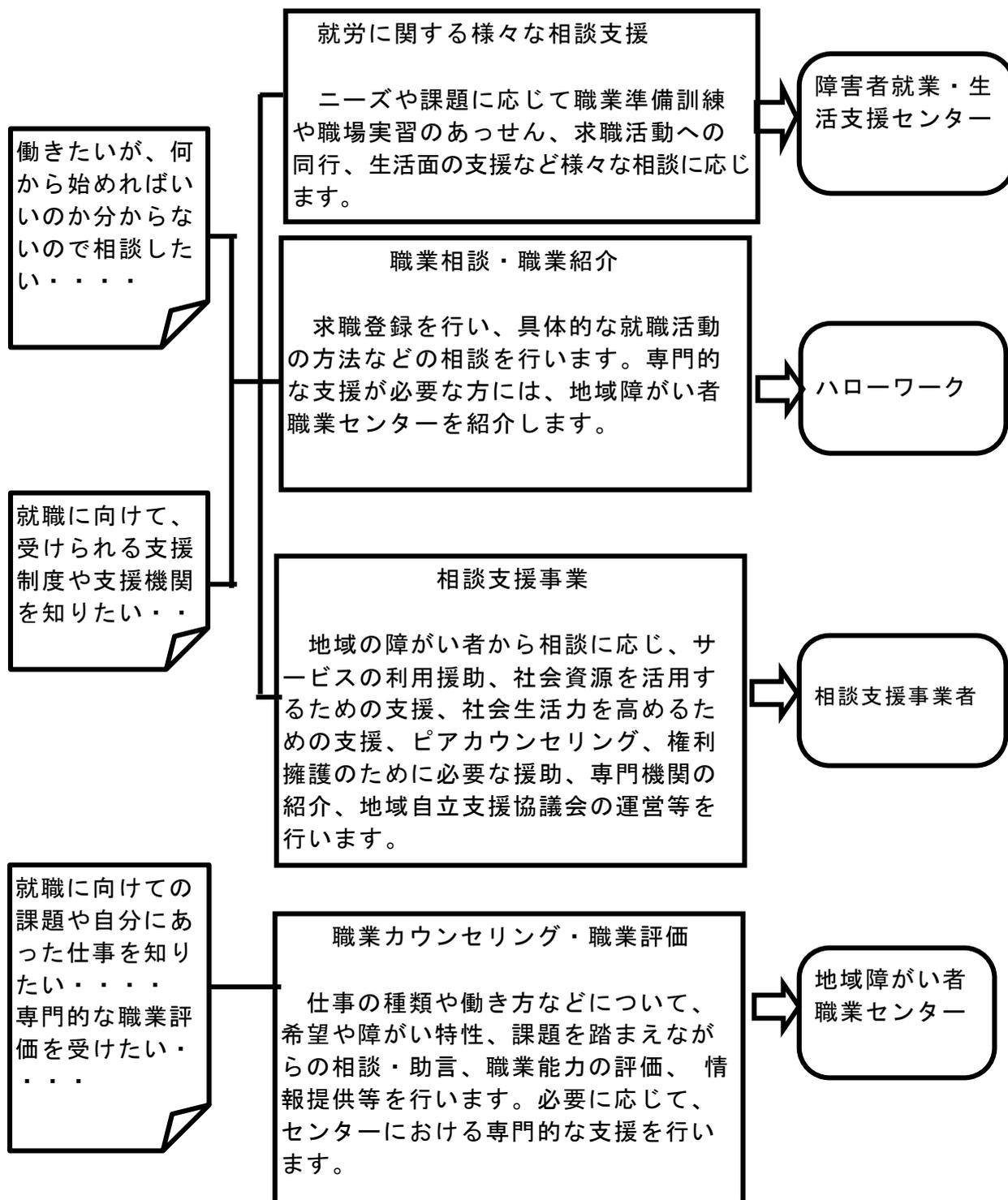
〒502-8503

岐阜市学園町2-33（ぎふ清流福祉エリア内） TEL 058-201-4510

(2) 障がい者雇用に関する各種援助

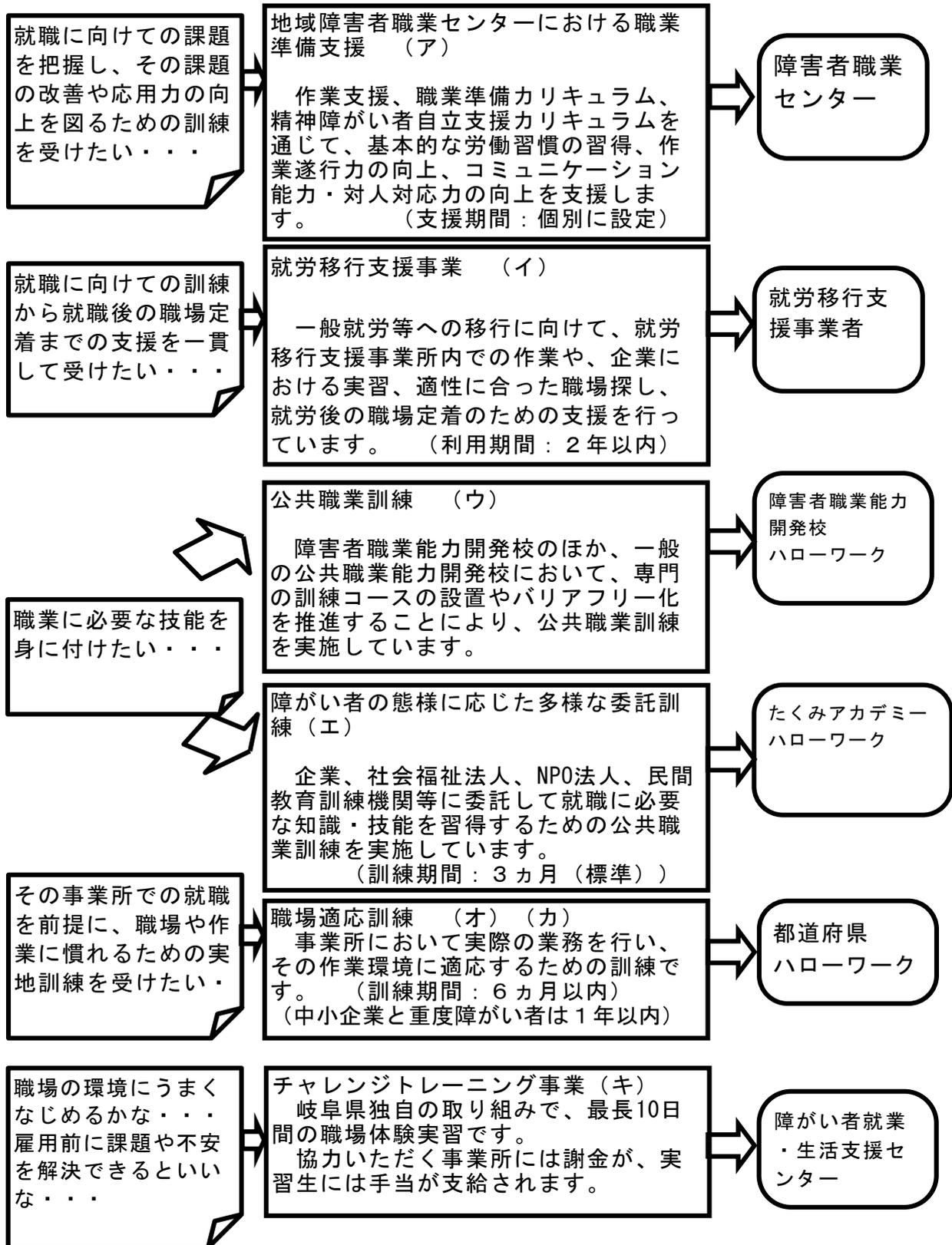
① 就職に向けての支援

支援メニュー



② 就職に向けての準備、訓練

支援メニュー



(ア) 職業準備支援 問い合わせ先：ハローワーク、岐阜障害者職業センター

障がい者の個々のニーズに応じて、模擬的就労場面を利用した作業、職業や就職に関する知識についての講習などを活用し、基本的な労働習慣の体得や社会生活技能の向上など、就職、復職、職場適応に向けた支援を実施します。

(イ) 就労移行支援事業 問い合わせ：就労移行支援事業者

企業における就労を希望する障がい者や技術を習得し在宅で就労・起業を希望する障がい者を対象に、一定期間にわたる計画的なプログラムに基づき、事業所内や企業における作業・実習の実施、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援を行い、就労に必要な知識及び能力の向上、企業等とのマッチング等を図り、企業等への雇用や在宅就労等に結びつけます。標準的な支援期間は24カ月で、障がい者と事業者は雇用契約を結びません。

(ウ) 公共職業訓練 問い合わせ先：ハローワーク、障害者職業能力開発校

職業能力開発促進法に基づき、障害者職業能力開発校において、ハローワーク、障害者職業センター等の関係機関との密接な連携の下に、訓練科目・訓練方法等に特別の配慮を加えつつ、障がいの態様等に応じた公共職業訓練を実施しています。また、一般の職業能力開発校においても、知的障がい者や発達障がい者を対象とした訓練コースを設置し、自動ドア、スロープ、手すり、トイレの整備等施設のバリアフリー化とともに、受講機会の拡充を図っています。

(エ) 障がい者の態様に応じた多様な委託訓練 問い合わせ先：国際たくみアカデミー

委託訓練の期間は原則3カ月以内です。趣旨は、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等に委託して、障がい者が居住する地域において、就職に必要な知識・技能を習得するための公共職業訓練を機動的に実施することにより、障がい者の雇用促進に資するものです。受講生は、ハローワークの求職登録障がい者で、都道府県の職業能力開発校（拠点校：岐阜県は国際たくみアカデミー）が委託元となり、地域の企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等多様な機関に委託して実施しています。都道府県に配置した障害者職業訓練コーディネーターが、委託先の開拓、受講生の募集、職業訓練のマッチング等を行います。

<知識・技能習得訓練コース>

社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等において、主として座学により就職の促進に資する知識、技能を習得するためのコース

<実践能力習得訓練コース>

企業等の事業所現場を活用して、就職のための実践能力を習得するためのコース

<eラーニングコース>

通所が困難な障がい者に対して、Web上での課題提出・添削指導、eメール、掲示板、受講者間のチャット等、インターネットの機能を十分活用して、在宅勤務、在宅就労が可能な水準のIT技能の習得を図るコース

訓練期間・訓練時間

原則3カ月、月100時間を標準として、障がいの態様に応じた柔軟な設定が可能

(オ) 職場適応訓練 問い合わせ：ハローワーク、岐阜労働局

都道府県知事が事業主に委託し、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等の能力に適した作業について6カ月以内（中小企業及び重度障がい者の場合は1年以内）の実施訓練を行い、それによって職場の環境に適応することを容易にし、訓練修了後は事業所に引き続き雇用してもらおうという制度です。

訓練期間中、委託した事業主に対し訓練生1人につき月額24,000円（重度障がい者の場合25,000円）の委託費が支給され、訓練生に対しては訓練手当（雇用保険受給資格者の場合は雇用保険の基本手当）が支給されます。

(カ) 職場適応訓練（短期） 問い合わせ先：ハローワーク、岐阜労働局

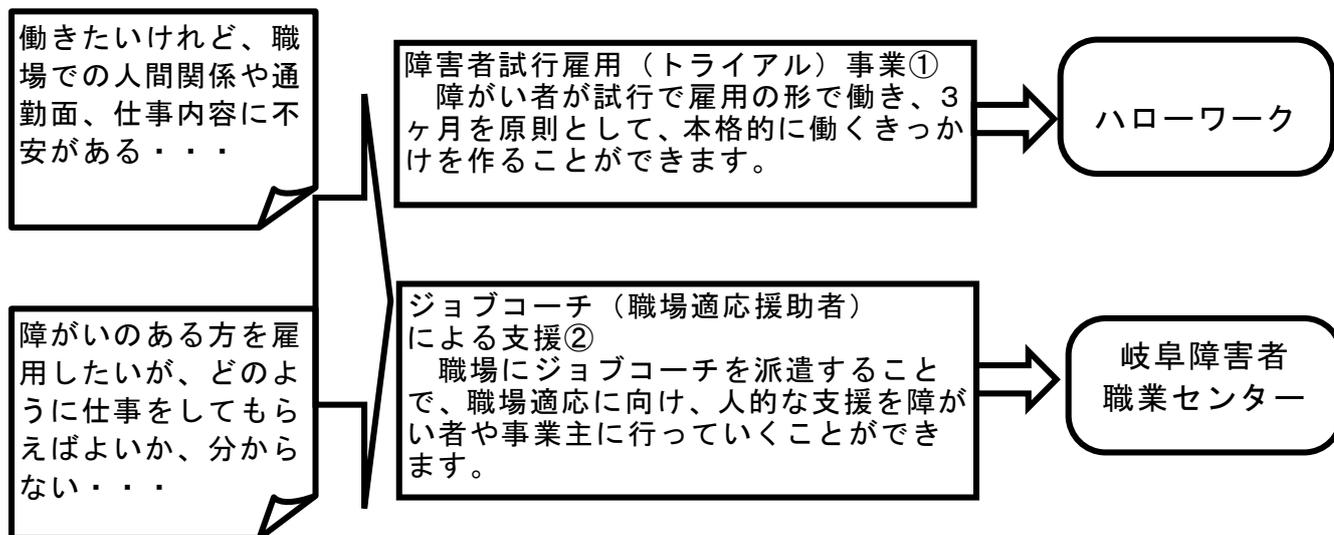
上記の訓練と同様に都道府県知事が事業主に委託して行う職場適応訓練制度ですが、障がい者に対し実際に従事することになる仕事を体験させることにより就業の自信を与え、事業主に対しては障がい者の技能の程度や職場への適応性の有無を把握させることを目的とした職場実習を行うものです。したがって、この職場実習の期間は原則として2週間以内（重度障がい者の場合は原則として4週間以内）の短期で、事業主に対し訓練生1人につき日額960円（重度障がい者の場合1,000円）の委託費が支給され、訓練生に対しては訓練手当が支給されます。

(キ) チャレンジトレーニング事業

問い合わせ先：岐阜県障がい者総合就労支援センター、障がい者就業・生活支援センター

「チャレンジトレーニング事業」は、岐阜県独自の取り組みで、最長10日間の職場体験実習です。有期雇用契約ではなく覚書を交わします。実習生の給料も、万が一に備える労働保険も不要です。ご協力いただく事業所には謝金（実習生一人につき一日当たり1,000円）が、実習生には手当（一日当たり1,000円）が支給されます。

(3) 就職活動、雇用前・定着支援



① 障害者試行雇用（トライアル雇用）事業 問い合わせ先：ハローワーク

障害者試行雇用事業は、障がい者に関する知識や雇用経験がないことから、障がい者雇用をためらっている事業所に、障がい者を試行雇用（トライアル雇用）の形で受け入れていただき、本格的な障がい者雇用に取り組むきっかけづくりを進める事業です。対象は雇用保険の適用事業の事業主で、国、地方公共団体及び特定独立行政法人は対象となりません。トライアル雇用実施期間は原則として3カ月間（精神障害者は原則6カ月）で、ハローワークの職業紹介により、事業主と対象障がい者との間で有期雇用契約を締結します。トライアル雇用期間を途中で中断させて常用雇用に移行することも可能です。3カ月の期間を経過し常用雇用に至らなかった場合は、契約期間満了による終了となります。ただし、契約期間中に事業主の都合で中止した場合は解雇の扱いとなります。トライアル雇用開始前から、地域障害者職業センター等が実施する各種職業リハビリテーションサービスを利用することができます。

② ジョブコーチ（職場適応援助者）による支援

問い合わせ先：岐阜障害者職業センター

知的障がい者、精神障がい者等の職場適応を容易にするため、職場にジョブコーチを派遣し、きめ細かな人的支援を行います。地域障害者職業センターにジョブコーチを配置（※1）して支援を実施するとともに、就労支援ノウハウを有する社会福祉法人等や事業主が自らジョブコーチを配置（※2）し、地域障害者職業センターと連携しながら、職場適応援助者助成金を活用して支援を実施します。

※1 「配置型ジョブコーチ」と呼びます。

※2 社会福祉法人等が配置するものを「訪問型ジョブコーチ」、事業主が自ら配置するものを「企業在籍型ジョブコーチ」と呼びます。

ア ジョブコーチによる支援のポイント

- a 雇用の前後を問わず、必要なタイミングで支援を行います。
- b 障がい者が職場に適応できるよう、ジョブコーチを職場に派遣し、直接的・専門的支援を行います。
- c 障がい者自身に対する支援だけでなく、事業主や職場の従業員に対しても、障がい者の職場適応に必要な助言を行い、また、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案します。
- d 事業所の支援体制を整備し、障がい者の職場定着を図ることが目的です。支援の主体を事業所の担当者に徐々に移行していきます。

イ 支援の契機

- a 就職時（雇用前又は雇入れと同時に支援を開始）
- b 配置転換や人事異動といった職場環境の変化等により職場適応上の問題が生じたとき

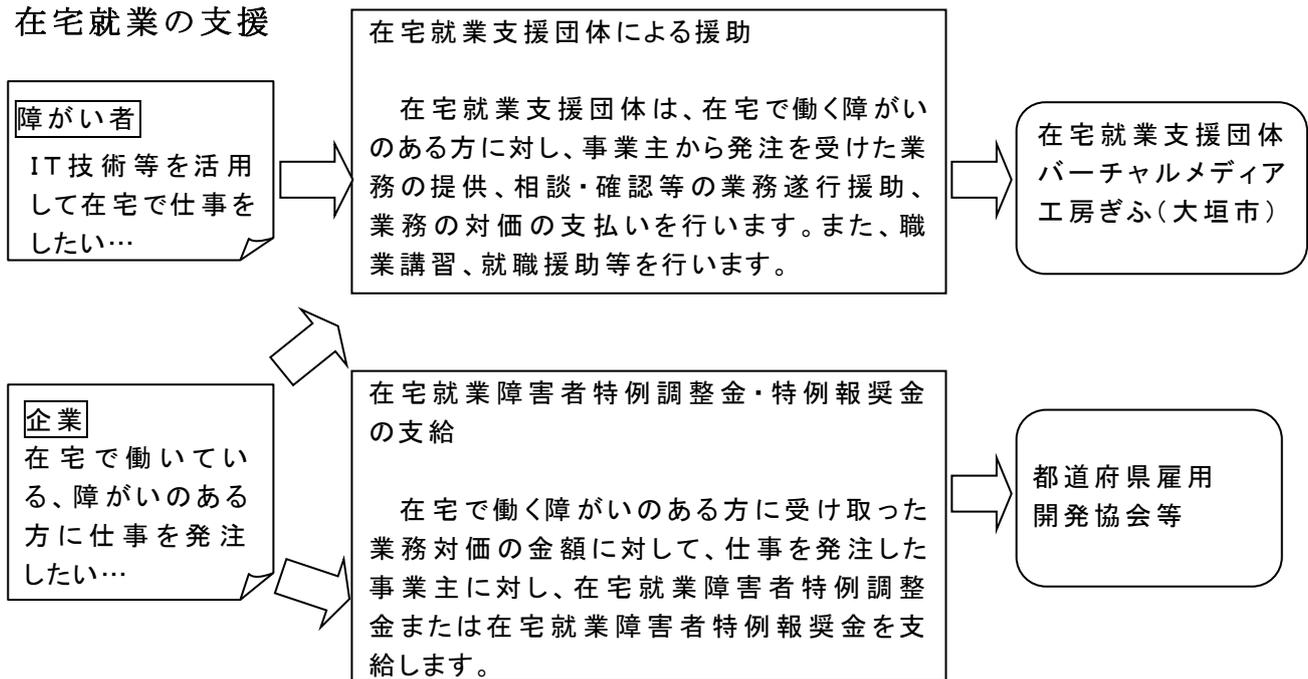
ウ 支援期間等

- a 個別に必要な期間を設定します（標準は2～4カ月）。
- b ジョブコーチによる支援は永続的に行うものではなく、直接障がい者と事業主に支援を行いながら上司や同僚に適切な支援方法を伝え、職場適応上の課題が改善されて、職場内での上司や同僚からの支援が適切に行われるようになった段階で支援を終了します。また、支援終了後も、必要なフォローアップを行います。

③ 在宅就業に対する支援

問い合わせ先：ハローワーク、岐阜高齢・障害者雇用センター

在宅就業の支援



障がい者の職業的自立の確保のための措置の一環として、障がい者の多様な働き方の選択肢のひとつとして、事業主による在宅障がい者への仕事の発注を奨励し、在宅就業障がい者の仕事の確保を支援します。

具体的には、障害者雇用納付金制度において、在宅就業障がい者（自宅等において就業する障がい者）に仕事を発注する企業に対して、特例調整金・特例報奨金を支給します。

また、企業が在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する支援を行う団体として厚生労働大臣に申請し、登録を受けた法人）を介して在宅就業障がい者に仕事を発注する場合にも、特例調整金・特例報奨金を支給します。

在宅就労支援制度の対象となる範囲

ア 対象となる障がい者

障害者雇用率制度、障害者雇用納付金制度の対象者と同様、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）が対象となります。

ただし、雇用されている者は、在宅就業障がい者から除かれます。

イ 対象となる就業場所

自宅のほか、就労移行支援事業所、就労継続支援B型事業所、地域活動支援センター及び小規模作業所等

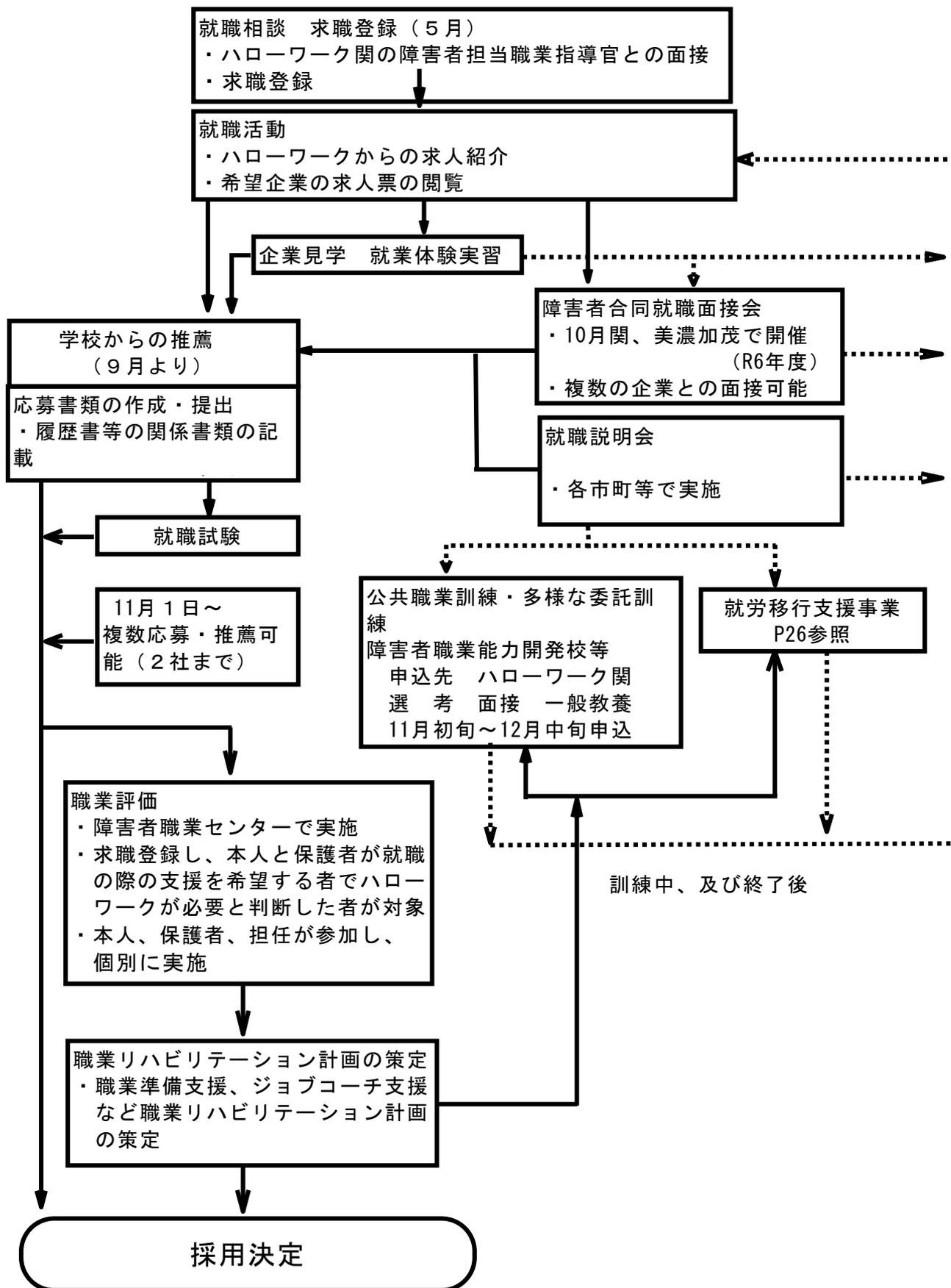
なお、障がい者の方が、福祉施設の利用者（自立支援給付等の受給者）であっても対象となります。

ウ 対象となる業務

物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務が対象となっており、対象業務には特段の限定はありません。

(4) 進路決定（採用）までの流れ

進路を決め、採用されるまでの流れは下図のとおりです。



4 障害福祉サービス事業所を利用した進路について

高等部卒業後の活動の場として、障害福祉サービス事業所の利用を希望する生徒もいると思います。サービスを利用して生活するためには心身が健康であり、規則正しい生活習慣を身に付けておくことが大切です。その上で利用者や支援を行う方々と関わりながら、いろいろな活動に取り組めるように、あいさつ、自分の思いを伝える等コミュニケーションの力を付けることが大切なこととなります。

障がい福祉サービス事業所の事業はそれぞれに異なっており、自分に合った事業所を選ぶことが大切になります。そのために早いうちから事業所を見学したり、事業所が実施しているサービスを利用してみたりすることが大切です。

また、利用に当たっての手続き等、居住する市町の福祉事務所と連携して情報収集をしていくことが必要になります。

V 障害福祉サービスの利用

1 自立支援給付制度および地域生活支援事業で受けられるサービス

障害者総合支援法に基づく、自立支援給付（介護給付・訓練等給付・地域相談支援給付・計画相談支援給付等）および、地域生活支援事業により、各種サービスを受けることができます。在学中から受けることができるサービスもあります。

給付の種類	サービス名	内 容
介 護 給 付	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療育上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓 練 等 給 付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	一般企業等に新たに雇用された人の就労継続を図るため、関係機関との連絡調整や、日常生活・社会生活を営む上での相談、指導、助言等の支援を行います。
	就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	自立生活援助	一人暮らしを希望する人に、自立した日常生活を送る上で必要な情報提供、助言、相談、関係機関との連絡調整等の環境整備に必要な援助を行います。
	共同生活介護（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
支 地 域 援 給 相 付 談	地域移行支援	入所・入院をしている人のうち、地域生活への移行のために支援を行います。
	地域定着支援	居宅で単身等で生活する人のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保等の緊急時等に相談や必要な支援を行います。
支 計 援 画 給 相 付 談	計画相談支援	障害福祉サービスを適切に利用できるようサービス利用計画の作成や見直しを行うとともに、指定事業所等との連絡調整を行います。
地 域 生 活 支 援 事 業	成年後見制度利用支援事業	補助を受けなければ、成年後見制度の利用が困難である人を対象に費用を補助します。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、ガイドヘルパーを派遣して外出支援を行います。
	地域活動支援センター	創作活動または生産活動の機会を提供、社会との交流等を行います。
	その他の事業	訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業等
	相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業等	

※障がい児を対象にしたサービスとしては、児童福祉法による障害児通所給付「放課後等デイサービス」もあります。

2 障害福祉サービス利用の手続き

障がい者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、① 障がい者の心身の状況（障害程度区分）

- ② 社会活動や介護者、住居などの状況
- ③ サービスの利用意向
- ④ 訓練・就労に関する評価を把握して、その上で支給決定が行われます。

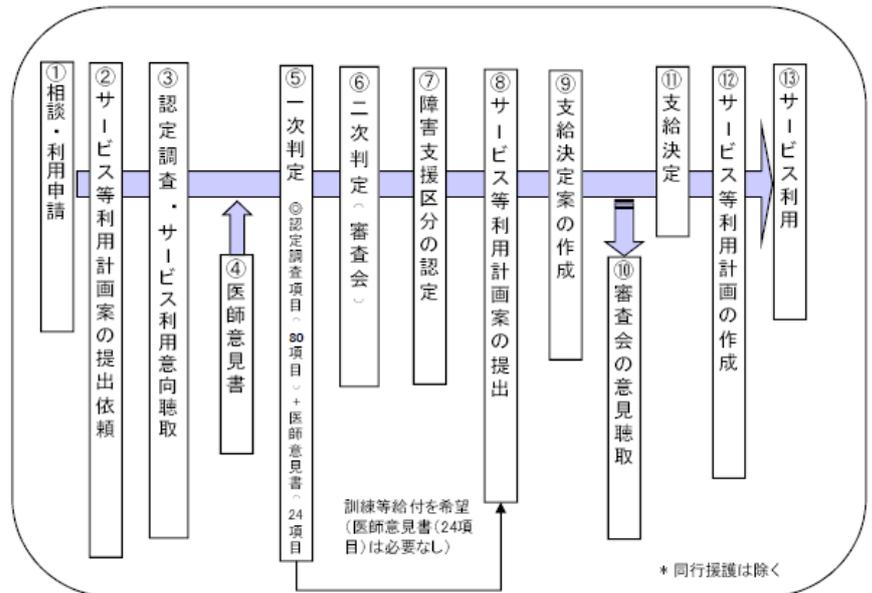
＜障害支援区分とは＞

障害支援区分とは、障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区

分（区分1～6：区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い）です。必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できるように導入されています。調査項目は、

- ① 移動や動作等に関連する項目（12項目）
- ② 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）
- ③ 意思疎通等に関連する項目（6項目）
- ④ 行動障害に関連する項目（34項目）
- ⑤ 特別な医療に関連する項目（12項目）の80項目となっております、

各市町村に設置される審査会において、この調査結果や医師の意見書の内容を総合的に勘案した審査判定が行われ、その結果を踏まえて市町村が認定します。



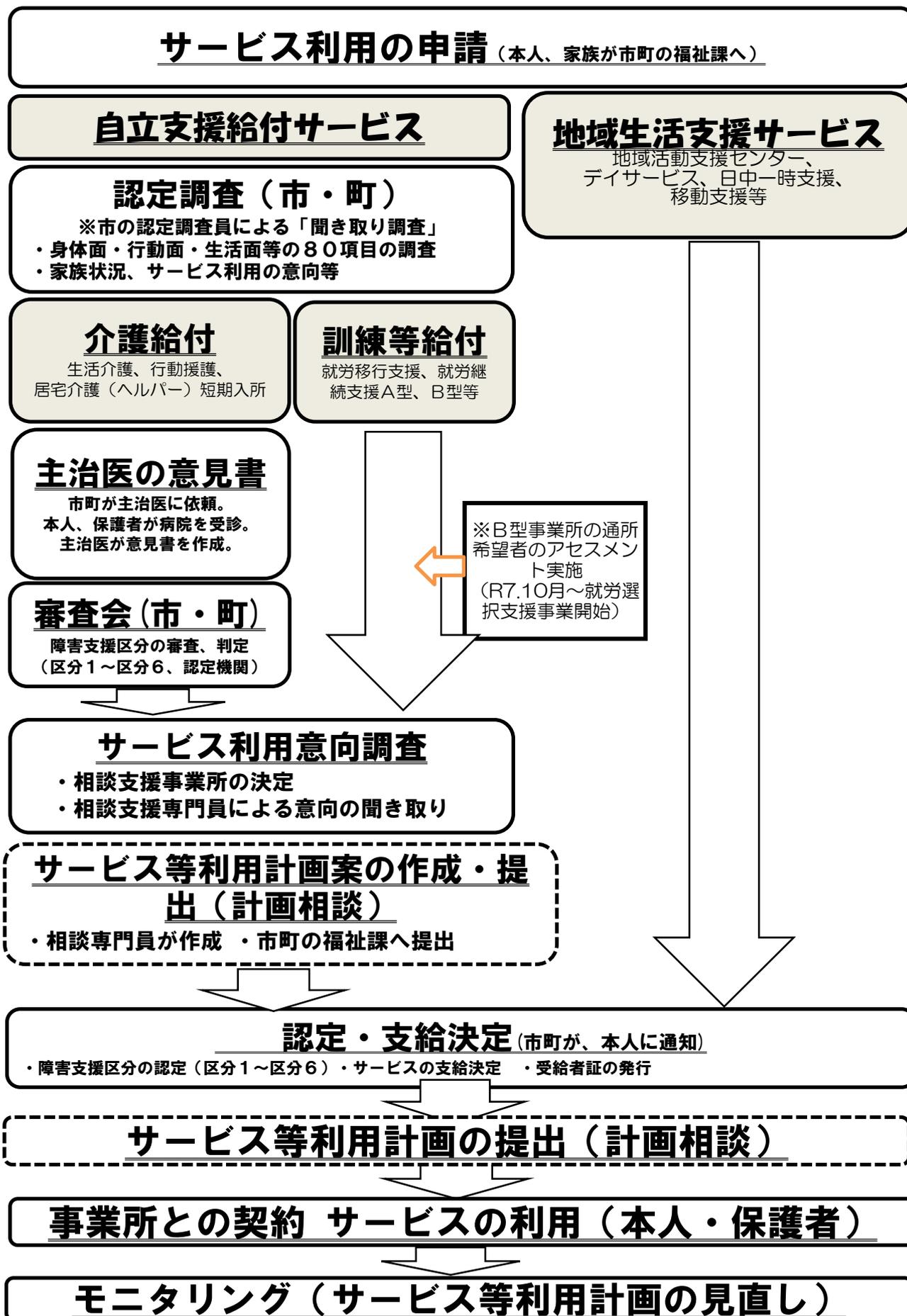
障害支援区分の認定調査項目（80項目）

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）			
1-1 寝返り	1-2 起き上がり	1-3 座位保持	1-4 移乗
1-5 立ち上がり	1-6 両足での立位保持	1-7 片足での立位保持	1-8 歩行
1-9 移動	1-10 衣服の着脱	1-11 じょくそう	1-12 えん下
2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）			
2-1 食事	2-2 口腔清潔	2-3 入浴	2-4 排尿
2-5 排便	2-6 健康・栄養管理	2-7 薬の管理	2-8 金銭の管理
2-9 電話等の利用	2-10 日常の意思決定	2-11 危険の認識	2-12 調理
2-13 掃除	2-14 洗濯	2-15 買い物	2-16 交通手段の利用
3. 意思疎通等に関連する項目（6項目）			
3-1 視力	3-2 聴力	3-3 コミュニケーション	3-4 説明の理解
3-5 読み書き	3-6 感覚過敏・感覚鈍麻	-	-
4. 行動障害に関連する項目（34項目）			
4-1 被害的・拒否的	4-2 作話	4-3 感情が不安定	4-4 昼夜逆転
4-6 同じ話をする	4-7 大声・奇声を出す	4-8 支援の拒否	4-9 徘徊
4-11 外出して戻れない	4-12 1人で出たがる	4-13 収集癖	4-14 物や衣類を壊す
4-16 異食行動	4-17 ひどい物忘れ	4-18 こだわり	4-19 多動・行動停止
4-21 自らを傷つける行為	4-22 他人を傷つける行為	4-23 不適切な行為	4-24 突発的な行動
4-26 そう鬱状態	4-27 反復的行動	4-28 対人面の不安緊張	4-29 意欲が乏しい
4-31 集中力が続かない	4-32 自己の過大評価	4-33 集団への不適応	4-34 多飲水・過飲水
4-5 暴言暴行	4-10 落ち着きがない	4-15 不潔行為	4-20 不安定な行動
4-15 不潔行為	4-20 不安定な行動	4-25 過食・反すう等	4-30 話がまとまらない
4-20 不安定な行動	4-25 過食・反すう等	4-30 話がまとまらない	-
4-25 過食・反すう等	4-30 話がまとまらない	-	-
5. 特別な医療に関連する項目（12項目）			
5-1 点滴の管理	5-2 中心静脈栄養	5-3 透析	5-4 ストーマの処置
5-5 酸素療法	5-6 レスピレーター	5-7 気管切開の処置	5-8 疼痛の看護
5-9 経管栄養	5-10 モニター測定	5-11 じょくそうの処置	5-12 カテーテル

内閣府ホームページより

(1) 計画相談とサービス利用の流れ

事業所への通所、短期入所、居宅介護（ホームヘルプ）等、障害者総合支援法に関わる福祉サービスを利用するためには「計画相談」が必要となります。相談支援事業所の相談支援専門員がその人がどんな暮らしをしたいのか、そのために何のサービスをどのように利用するのか、一人ひとりに応じた「サービス等利用計画」（ケアプラン）を作成することになっています。この手続きを「計画相談」といいます。



3 岐阜県障がい者福祉の手引き（HP版）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1415.html>

障がいのある人が受けることのできる福祉サービスや制度の内容、その利用方法などについて概略を説明したものです。また、各市町村における指定障害福祉サービス事業者等の一覧もご覧いただけます。見学や実習先を探すのにも便利です。全編ダウンロード可能です。「岐阜県障がい者福祉の手引き」と入力して検索しても大丈夫です。アクセスして活用しましょう。

このページを見ている人はこんなページも見ています

身体障害者手帳(身体障害者更生相談所)

福祉医療費助成制度の概要(国民健康保険課)

障害福祉サービス事業者(障害福祉課)

指定事業者の皆さまへR6(障害福祉課)

身体障害者手帳関係様式(身体障害者更生相談所)

記事ID:0001415 2024年8月29日更新 障害福祉課 印刷ページ表示 大きな文字で印刷ページ表示

この手引は、障がいのある方が受けることのできる福祉サービスや制度の内容、その利用方法などについて概略を説明したものです。必要な方は、下記からダウンロードすることができます。なお、手引は各市町村の障がい福祉担当課(岐阜市を除く)、県事務所福祉課(西濃、揖斐、中濃、可茂、東濃、恵那、飛騨)、県保健所(岐阜、西濃、関、可茂、東濃、恵那、飛騨)、岐阜県庁障害福祉課でも配布しています。

こちらからダウンロードできます

岐阜県障がい者福祉の手引(全体版) [PDFファイル/6.21MB]

表紙 [PDFファイル/803KB]

目次 [PDFファイル/234KB]

障がいに関する相談について [PDFファイル/315KB]

- 相談支援事業について
- 障がい全般に関する相談について
- 専門的な相談事業等について

ページ先頭へ

4 ふらっと旅ぎふ

<http://www.flat-gifu.com>

「ふらっと旅ぎふ」は、バリアを気にせず“FLAT”な旅に“ふらっと”気軽に出かけるという意味で、観光地のバリアを明らかにし、安心して岐阜県内の観光を楽しんでもらえるよう、バリアフリー状況やおすすめ観光ポイントを紹介しています。

言語 LANGUAGE

GO ON YOUR FLAT JOURNEY
ふらっと旅ぎふ

ふらっと旅に、
どうぞ

ふらっと、気の向くままに、旅にたくなる
岐阜のバリアフリー観光のススメ。

VI 社会人になるために

1 履歴書の書き方

(1) 履歴書について

高校生が企業に提出する応募書類は、全国統一の「履歴書」だけです。また、これの提出は普通採用試験前に行います。

したがって、みなさんが企業に自分を売り込む最初の機会です。入社試験の第一関門ですので、よい印象を与えるように、気持ちを込めて一字一字丁寧に書きましょう。

(2) 注意事項

- ・記入は、黒インクを使用する。
- ・文字はかならず楷書体で丁寧に書き、くずし字や略字は用いない。
- ・住所・名称などは省略しないで、正式の住所・名称で書く。
- ・書き出しはそろえ、欄にきれいに収まるように字間隔に注意する。
- ・作成後、誤字・脱字がないか見直す。

(3) 履歴書の作成

①氏名

戸籍上の正式の表記で記入する。ふりがなはひらがなで。性別は男または女と記入する。

②写真

履歴書用に撮影した写真を用いる。裏面に学校名、氏名を記入し、全面のり付けする。特に頭髮に注意し、眉毛に髪がかからないようにして明るい感じの写真がよい。入社試験のときと、写真があまり変わらないようにする。

履 歴 書		性別	写真
ふりがな	せき とく たろう		
氏名	関 特 太 郎	男	
生年月日	昭和 9 年 11 月 20 日生 (満 17 歳)		
ふりがな	ぎふ けん せき し ぎりがおか		
現住所	〒501-3938 岐阜県 関市 桐ヶ丘一丁目 2番地		
ふりがな			
連絡先	T		

(連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること)

学 歴 ・ 職 歴	平成 25 年 4 月	岐阜県立 関特別支援学校 ^{高等部} 入学
	平成 28 年 3 月	岐阜県立 関特別支援学校 卒業見込
	平成 年 月	

(職歴にはいわゆるアルバイトは含まない)

③学歴

学校名は正式名称で書くこと。
一般的には、入学・卒業見込みの2カ所を書く。

④資格等

名称は略称を使用せず、正式なものをうい、取得順に記入する（取得年月は合格証書で調べる）。種目・主催が同じ場合は、一番上級のものを書く。コンクールの入賞もここに書く。取得したものが仕事と結び付かなくても、取得した努力と向上心が高く評価される。ない場合は「特になし」と書く。

⑤趣味・特技

興味をもって継続的に行っていることを書く。面接で聞かれても十分に答えられるものを書く。

(応募書類 その1)

	取得年月	資格等の名称	
資格等	平成25年10月11日	実用英語技能検定3級	
	平成26年10月24日	日本漢字能力検定準2級	
	平成27年1月18日	全国商業高等学校協会主催 情報処理検定 ビジネス情報部門2級	
趣味・特技	ギター 読書	校内外の諸活動	車いすバスケット部(主将) 生徒会長(2年) 保健委員長(1年)
志望の動機	<p>私は、幼い頃から自動車が好きで、早く免許を取得して、自分の自動車を持ちたいと思っていました。そして、仕事をする上でも、好きな自動車に携わる仕事に就きたいという希望ももっていました。</p> <p>また、先日 貴社を見学させていただいたところ、やりがいのある仕事で、自分の興味や能力を十分に発揮できる職場だと考え、両親も賛成してくれたので、志望しました。</p>		
備考	身体障害者手帳2級1種		

全国高等学校統一用紙（文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会の協議により平成17年度改定）

⑥校内外の諸活動

- 部活動・・・ 部名、役職（部長など）、活動歴（成績など）
 生徒会活動・・・ 役員名（学年）、委員名（学年）
 社会参加活動・・・ MS リーダーズなど

⑦志望の動機

企業の人事担当者は注目して見ます。自分の意志を固めた動機やその企業で働きたい気持ちを、できる限り具体的に書く。

- ア** 志望企業→社会との関わり、将来性、従業員との関係、雰囲気など
イ 自分自身→職種に能力や適性がある、学校で学んだことが役立つ、通勤に便利、労働条件がよいなど
ウ 周りの反応→家族の同意

2 面接について

筆記試験では得ることのできない志願者の性格・態度・人柄を理解するための目的で行われるのが面接試験です。最近では、企業はもとより、大学の推薦入試、能力開発校等でも面接を重視しているところが多くなっています。次に、心構え、実例等を記すので参考にしてください。

(1) 面接の種類

個人面接：1名の生徒に対して面接官が1名または複数名で行います。集団面接と比べて、じっくりと話すことができ、詳しく突っ込んだ質問が予想されます。1人あたり10分～20分程度の時間が予想されます。

集団面接：複数の生徒に対して、面接官が1名または複数名で行います。質問に対して順番に答えることが多いですが、公平性を保つために途中から答える順番が変わることもあります。また、他者の意見に対する自分の考えを求められることもあります。複数名の生徒が一同に集まるため、他の人と比較されやすいです。1人あたりの時間が個人面接より少なく、長くただら答えるとマイナスポイントとなりやすいため、自分の意見を簡潔に答えることが肝要となります。

(2) 面接時の心構え

- その場にふさわしいきちんとした服装、身なりに気を付ける。
- 携帯電話の電源は必ず切っておく。
 - ・マナーモードの振動音もマイナスポイントとなります。
- 入退出時のあいさつができる。
 - ・はきはきとした声や、きびきびとしたおじぎなどの態度が、先方に好印象を与えます。
- たずねられたことについて、簡潔な内容ではきはきと大きな声で答える。または、「はい」「いいえ」をはっきり言う。
 - ・分からないことには「分かりません。」と明確に答えることも必要です。知らないことを知っているような顔をして答えることはいけません。また、黙っていることこそが最大のマイナスポイントとなります。
 - ・言語障がいをもっていても、相手に分かるような答え方はあります。日ごろから聞き取りにくい言葉を知っていることも大切です。
 - ・自分の話を録音して自分で聞き返したり、誰かに聞いてもらったりして、分かりにくい言葉をチェックして相手に分かりやすいように努力をしていた人もいました。
 - ・敬語の使い方にも気を付けましょう。
- 自信をもって堂々と。
 - ・緊張は誰でもするものです。もぞもぞ、きよろきよろしないで練習を重ね、自信をもって臨むことが大切です。

(3) 面接の流れ

- ①控え室 ○ 壁に張られた注意書きをよく読みます。
○ 控え室でも観察されています。しっかりした姿勢で、順番を待ちます。
○ 大声で話したり、笑ったりすることは控えましょう。
○ 携帯電話の電源を必ず切りましょう。
○ 順番がきて名前を呼ばれたら、返事をして入室します。
- ②入室 ○ ドアを3回ノック→「どうぞ」の合図で「失礼します」と入って、ドアを開け、中に入ったら静かにドアを閉めます。(注：両手を添えて)
○ きちんとした姿勢をとって(会釈)し、気を付けの姿勢に戻してから面接の位置に向かって静かに進みます。
○ 面接の位置で止まって(いすを活用する人は左横に立ち止まって)、きちんとした姿勢をとり、礼をします。
○ 学校名、受験番号、名前をはっきりと大きな声で言います。
「関特別支援学校の受験番号〇番、〇〇〇〇です。よろしくお願いします」
○ いすを利用する人は、「どうぞ」と着席を勧められてから、「失礼します」と返事をして座ります。
- ③応答 ○ 質問している面接官の目(又はネクタイの結び目辺り)を見て応答します。
○ 大きな声で、ゆっくり、はっきりと応答します。
○ 分からないことがあったら、「分かりません」とはっきり答えます。
○ 質問に対する答えは、内容も大切ですが、答える態度、話し方でよい印象を与えるように努めます。
- ④退出 ○ 「これで終わります」と面接官が言ったら、「はい」と返事をします。または返事をしていすから立ちます。
○ 「ありがとうございました。失礼します」と言ってから礼をします。
○ ドアの前で面接官の方に向き直り、(会釈)をします。
○ 外に出てドアを静かに閉めます。
○ 外に出て、気がゆるんで、だらしない行動をしないように注意してください。

(4) 質問事項

<進学に向けて>

①志望の動機と心構え

- ・なぜこの学校を選びましたか。
- ・この学校(学部・学科)で何を学びたいですか。
- ・将来どんな職業に就きたいですか。そのために学校でどのようなことがしたいですか。
- ・部活動やサークル活動は何をやりたいですか。
- ・オープンキャンパス(学校見学など)に参加しましたか。本校についてどんな印象をもちましたか。
- ・進学を決めるにあたり、どなたと相談をしましたか。

<就職に向けて>

①志望の動機と心構え

- ・当社（弊社と謙称される場合が多い）を選んだ理由は何ですか。（なぜ、この仕事に就きたいと思いましたか）
- ・当社の業務内容について知っていることを教えてください。
- ・当社の製品を使ったことがありますか。どんな感想をもちましたか。
- ・入社したらどんな仕事がしたいですか。
- ・どんな社員（社会人）になりたいと思っていますか。
- ・就職を決めるにあたり、どなたと相談をしましたか。

<進学・就職に向けて>

②学校生活についての質問

- ・あなたの学校名と所在地を教えてください。
- ・あなたの学校は、どんな校風の学校ですか。学校の校訓を教えてください。
- ・担任（校長）の先生のお名前は何とおっしゃいますか。
- ・生徒数はどれくらいですか。
- ・生徒会や学級で役員や委員を何かしましたか。
- ・学校生活で一番印象に残ったことや思い出を教えてください。
- ・授業に向けて予習、復習はやりましたか。
- ・得意科目や苦手科目を教えてください。
- ・学校を休んだ日数を教えてください。

③あなたについての質問

- ・あなた個人について、簡単に自己紹介してください。
- ・あなたの長所はどういうところだと思いますか。
- ・今までに1番うれしかったことは何ですか。
- ・休日はどのようなことをして過ごしていますか。
- ・困ったことや、迷うことがあった場合どうしていますか。
- ・あなたのストレス解消法は何ですか。
- ・あなたが落ち込むときはどんなときですか。

④趣味、特技、資格、一般的事項についての質問

- ・あなたは何か趣味を持っていますか。
- ・何かスポーツをしていますか。
- ・資格や特技がありますか。
- ・資格を取得するために努力したことは何ですか。
- ・パソコンは好きですか。どの程度操作することができますか。
- ・最近のニュースで印象に残っているものを教えてください。
- ・今日あなたの家からここまでどうやってきましたか。
- ・どのようにして通勤する予定ですか。家から最寄りの駅まで何分かかりますか。
- ・進路体験実習をした感想を教えてください。
- ・自動車の免許を取得する予定はありますか。
- ・会社に配慮して欲しいことはありますか。
- ・（会社に対して）何か質問がありますか。

3 礼状の書き方

進路体験実習後や礼状を出します。下記の礼状はその参考例です。

<注意事項>

- ・下記の礼状は簡単な参考例ですから、各自文面をよく考えて作成する。
- ・便箋はA5の標準レターサイズを使用する。
- ・礼状の宛名、宛先は正確に記入する。
- ・礼状は、必ず担任の点検を受けてから発送する。
- ・文例のうち「貴」の部分は、「貴社」「貴行」「貴組合」などと書かねばならない場合もある。

〈進路体験実習 礼状文例〉

拝啓 向夏の候、皆様にはお変わりなくお過ごしのことと存じます。私も元気に学校生活を送っております。さて、先日は進路体験実習でお世話になり、誠にありがとうございました。大きな声であいさつすること、分からないことがあったらすぐ質問することなど、実習で教えていただいたことを生かして学校で頑張ります。本当にありがとうございました。

末筆ながら、皆様のご健康をお祈りして、お礼の言葉とさせていただきます。

○年○月○日

関特別支援学校○○部○年 ○ ○ ○ ○

○○○○株式会社 ○ ○ 部 ○ ○ 課 ○ ○ ○ ○ 様

〈校内作業実習 礼状文例〉

拝啓 向夏の候、皆様にはお変わりなくお過ごしのことと存じます。さて、先日は、校内実習に際して、作業製品をご提供いただきありがとうございました。はじめは、苦勞しましたが、自分なりに手順を工夫したりしてやりとげることができました。作業体験を通して、働くことの喜び、厳しさを知りことができました。

今後は、校内実習で学んだことを生かして、学習に励み、将来の自立につなげていきます。本当にありがとうございます。

末筆ながら、皆様のご健康をお祈りして、お礼の言葉とさせていただきます。

○年○月○日

関特別支援学校○○部○年 ○ ○ ○ ○

○○○○株式会社 ○ ○ 部 ○ ○ 課 ○ ○ ○ ○ 様